

政治団体の手引き

(政治資金規正法・政党助成法・公職選挙法)

令和5年1月

長崎県選挙管理委員会

目 次

I	政治資金規正法の意義	
1	政治資金を規正する目的	1
2	政治資金を規正する方法	1
II	政治団体の種類	
1	政治団体	1
(1)	政党	2
(2)	政党の支部	2
(3)	政治団体とみなされるもの	2
(4)	政治団体の支部	2
2	資金管理団体	3
(1)	資金管理団体の指定	3
(2)	資金管理団体の特例	3
3	国会議員関係政治団体	4
(1)	国会議員関係政治団体の届出	4
(2)	国会議員関係政治団体の特例	4
III	政治団体の設立・異動・解散	
1	届出先及び方法	6
2	届出の種類	6
(1)	政治団体設立届	6
(2)	資金管理団体指定届	6
(3)	届出事項の異動届	6
(4)	資金管理団体届出事項の異動届	7
(5)	政治団体解散届	7
(6)	資金管理団体指定取消届及び資金管理団体でなくなった旨の届	7
◎	政治団体の設立・異動・解散等の届出（一覧表）	8
IV	政治団体の会計・経理及び収支報告書	
1	会計・経理	9
(1)	会計帳簿の備付け及び記載、領収書等の徴収	9
(2)	会計責任者に対する明細書の提出	9
(3)	会計帳簿等の保存	9
(4)	政治資金の運用の規制	9
2	収支報告書	9
(1)	収支報告書の提出	9
(2)	要旨の公表	10
(3)	保存及び閲覧等	10
(4)	政党助成法に基づく政党の支部の支部報告書の提出等	10
◎	収支報告書の提出（一覧表）	11

V	寄附に関する制限	
1	政治資金規正法による制限	12
	(1) 会社等の寄附禁止	12
	(2) 政治家個人に対する寄附禁止	12
	(3) 寄附の量的制限	13
	◎ 寄附の量的制限、会社・労組等の規模別寄附総枠（一覧表）	14
	◎ 政党・政治団体、政治家個人、政治団体間の政治資金の流れについて（図）	15
	(4) 寄附の質的制限	16
	(5) 寄附のあっせんに関する制限	17
	(6) 公務員等の地位利用による関与等の制限	17
2	公職選挙法による制限	17
	(1) 請負等の当事者の寄附の禁止	17
	(2) 公職の候補者等の寄附の禁止	18
	(3) 後援団体に関する寄附の禁止	18
	(4) 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止	19
	(5) 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止	19
VI	罰則等	
1	政治資金規正法の主な罰則	20
2	公民権の停止	20
VII	政治資金と税金	
1	個人の寄附に対する税の優遇措置	21
	(1) 優遇措置の内容	21
	(2) 優遇措置の要件	21
	(3) 適用除外	22
2	法人等の寄附に対する税の優遇措置	22
◎	寄附金控除の手続きの流れ	23
3	政治団体に対する課税	24
4	政治家個人に対する課税	24
VIII	政治資金パーティー	
1	政治資金パーティーの対価の支払いに関する制限	25
	(1) 量的制限（個別制限）	25
	(2) 告知義務	25
	(3) 匿名による支払の禁止	25
	(4) 威迫等によるあっせんの禁止	26
	(5) 公務員等の地位利用による関与等の禁止	26
IX	後援団体等の政治活動に関する文書図面の規制	27
	各種届出の記載例	
	政治団体設立届	29
	規約見本	30
	政党の状況に関する届	31

支部証明書	32
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	33
被推薦書	34
届出事項の異動届	35
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	36
政治団体解散届	37
資金管理団体指定届	38
資金管理団体届出事項の異動届	39
資金管理団体指定取消届	40
資金管理団体でなくなった旨の届	41
収支報告書（会計帳簿）	
収入・支出項目の分類基準表	43
会計帳簿（収入簿・支出簿・運用簿）	44
会計帳簿記載要領	49
収支報告書記載例	55
領収書等を徴し難かった支出の明細書	78
振込明細書に係る支出目的書	79
寄附金（税額）控除のための書類記載例	80
収支報告書記載要領	81
各種様式集	93

I 政治資金規正法の意義

1 政治資金を規正する目的

現在の我が国の政治形態は、国民主権の原理の下に、選挙を通じて選ばれた議員によって構成される議会が、国民の意思を体現しつつ国政を運営していく議会制民主政治です。

選挙を通じて表明された国民の意思によって、国政の方向が定められるというのが理念ですが、現実の政治の場では、政党その他の政治団体、政治家の政治活動によって国民の意思や利益が組織化され、表明され、実現されることとなります。したがって、その政治活動が公明かつ公正に行われ、常に国民の不断の監視と批判のもとに行われる必要があります。

特に政治資金の問題になると、癒着や政治腐敗が生じる危険性があるため、これを規正することにより健全な政治活動を確保しようとするものです。

2 政治資金を規正する方法

政治資金の規正の方法については、2つの考え方があります。1つは、政党・政治団体に収支報告書の提出を義務づけ、これを公開することによって国民に判断の資料を呈示し、その是非についての判断は国民に任せるという考え方であり、他方は、政治資金の公開のみならず癒着や政治腐敗の危険性をあらかじめ除去するため、資金の授受自体についても具体的な制限を加えるという考え方です。

II 政治団体の種類

1 政治団体

政治資金規正法（以下「法」という。）における政治団体とは次に掲げる団体をいい、組織又は政治団体となった日から7日以内に、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に届け出なければなりません。（法第3条第1項、第6条）

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（いわゆる「後援会」）
- ③ 上記以外の団体で次に掲げる活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体（注）
 - ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

（注）「主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」とは、外見的には、文化団体、労働団体、経済団体等のごとく、政治目的以外の目的を掲げている団体であっても、事実上、ア及びイに掲げる活動がその団体活動の主たる部分を占めており、かつ、その活動が組織的、継続的である団体をいいます。

よって、文化団体、労働団体、経済団体等が選挙のときにたまたま特定の候補者を推薦したり、応援したりすることがあっても、一般的には、政治資金規正法における政治団体には該当しません。

ただし、公職選挙法上では「政治活動を行う団体」として、選挙時における政治活動について規制を受ける場合があります。

(1) 政党（法第3条第2項）

政党とは、政治団体のうち次のいずれかの要件に該当するものをいいます。

ア 国会議員を5人以上有するもの。

イ 前回の衆議院議員総選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であるもの。

(2) 政党の支部

政党の支部とは、上記(1)の政党の支部であり、政党の本部が発行した支部証明書等を添付して届け出たものをいいます。

政党の支部は、一以上の市町村の区域又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられるものでなければ、政党及び政治資金団体以外の政治団体とみなされ、法人等からの寄附は受けられません。（法第21条第4項）

(3) 政治団体とみなされるもの

ア 政策研究団体（法第5条第1項第1号）

政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるものをいいます。

イ 政治資金団体（法第5条第1項第2号）

政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が指定し、その旨を総務大臣に届け出たものをいいます。

ウ 特定パーティー開催団体（法第18条の2）

政治団体以外の者が、特定パーティー（政治資金パーティーの対価に係る収入が1,000万円以上になることが見込まれるもの）を開催する場合、当該特定パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなされ、設立届等の提出が必要となります。

(4) 政治団体の支部（法第18条）

政治団体が支部を有する場合、原則として本部・支部は各々一つの政治団体とみなされません。したがって、支部にあっても設立の届出、会計帳簿の備え付け、帳簿の記載及び収支報告書の提出等をしなければなりません。

ただし、寄附の授受の制限に関しては、本部・支部を通じて一つの政治団体とみなされ、制限額を超えての寄附は受けられません。

法にいう政治団体の支部とは、おおむね次の要件を備えたものをいいます。

ア 本部の規約等に規定されたその組織の単位組織であり、本部と主従の関係にあること。

イ 本部の指揮総括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動をすることが認められていること。

ウ 会計について、一定の範囲内で金銭等の授受を行える状況にあること。

上記の要件を満たさない下部組織（会計上独立していないもの及び単なる連絡事務所的なものなど）は、法上の「政治団体の支部」とはなりません。したがって、この下部組織の行った収入・支出は上部組織が行ったものとなりますので、収支報告書は、上部組織、下部組織を合わせた分を報告することになります。

2 資金管理団体

政治家（公職の候補者、公職の候補者となろうとする者及び公職に在職している者）が、自分のために政治資金の拠出を受け、その政治資金を取り扱わせる政治団体として、指定した政治団体をいいます。

（１）資金管理団体の指定

資金管理団体の指定は、政治家一人につき一団体に限るものとし、政治家自らがその代表者であることが必要です。

資金管理団体となりうる政治団体は、1 ページのⅡの1の①又は②に該当する政治団体で、政治家自らが代表者であっても、政党（支部を含む。）、政策研究団体、代表者である政治家以外の者を推薦又は支持することを目的とする政治団体は指定することはできません。

資金管理団体を指定したときは、指定の日から7日以内に「資金管理団体指定届」を提出しなければなりません。（法第19条）

（２）資金管理団体の特例

ア 特定寄附（資金管理団体の届出をした公職の候補者が、政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部を自らの資金管理団体に対してする寄附）は、寄附の総枠制限（年間1,000万円）が適用されません。（法第21条の3第4項）

イ 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附（自己資金による寄附）については、寄附の個別制限（年間150万円）が適用されませんので、総枠制限（年間1,000万円）の範囲内において寄附をすることができます。（法第22条第3項）

ウ 公職の候補者は、公職選挙法の規定により選挙前の一定期間（例：任期満了の場合は、任期満了の前日90日から選挙期日までの間）自己の後援団体に寄附することが禁止されますが、自らの資金管理団体に対しては寄附をすることができます。（公職選挙法第199条の5第3項）

エ 資金管理団体は、平成19年8月6日以降、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有することができません。（法第19条の2の2）

なお、平成19年8月5日以前から引き続き所有している不動産については、用途その他個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。

オ 資金管理団体（国会議員関係政治団体であるものを除く。）は、平成20年分の収支報告書から、人件費以外の経費のうち1件5万円以上の支出について、収支報告書に明細を記載するとともに、その領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。（法第19条の5の2）

3 国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体とは、政党、政治資金団体及び政策研究団体を除く次に掲げる政治団体をいいます。（法第19条の7）

- ① 国会議員・候補者（国会議員に係る公職の候補者となろうとする者を含む。以下同じ。）が代表者である政治団体（以下「1号団体」という。）
- ② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（以下「2号団体」という。）
- ③ 政党の支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるもの（以下「みなし1号団体」という。）

(1) 国会議員関係政治団体の届出

国会議員関係政治団体に該当する場合、設立又は国会議員関係政治団体に該当することになった日（2号団体に該当する場合は、国会議員・候補者から国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた日）から7日以内に、設立届又は異動届を主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に提出しなければなりません。（法第6条、第7条）

国会議員関係政治団体の届出に際しては、以下のことに留意してください。

- ア 国会議員・候補者は、2号団体に該当する政治団体がある時は、当該政治団体に対し、遅滞なく、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（33ページを参照）をしなければなりません。（法第19条の8第1項）
- イ 国会議員・候補者が代表者である政治団体で、かつ、3の②寄附金控除の適用を受け、代表者である国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体は、1号団体と2号団体の両方に該当することになります。
- ウ 寄附金控除の適用を受けない場合は、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体であっても2号団体には該当しません。
- エ 「都道府県連」等の政党の支部で、行政区域としての都道府県を単位として設けられているものについては、みなし1号団体には該当しません。

(2) 国会議員関係政治団体の特例

国会議員関係政治団体は、「収支報告の適正の確保」と「収支報告の透明性の向上」の観点から、平成21年分の収支報告から次に掲げる特例が適用されます。

ア 収支報告に関する特例（法第19条の9～第19条の11）

- ① 全ての支出について領収書等を徴収し、要旨の公表の日から3年間保存しなければなりません。
- ② 人件費以外の経費のうち1件1万円を超える支出について、収支報告書に明細を記載するとともに、その領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。
- ③ 収支報告書の提出期限は、原則として翌年の5月末日（提出期間中に国政選挙があった場合は6月末日）までです。

解散した国会議員関係政治団体にあつては、解散の日から60日以内に提出することとなっています。

イ 登録政治資金監査人による政治資金監査（法第19条の13、第19条の14）

収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、登録政治資金監査人（政治資金監査適正化委員会に備える名簿に登録された弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受け、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書（原本。写し不可。）を添えて収支報告書を提出しなければなりません。

ウ 少額領収書等の開示制度（法第19条の16）

人件費以外の経費のうち1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）については、要旨の公表の日から3年間、開示請求の対象となります。

なお、途中で国会議員関係政治団体以外の政治団体になった場合においても、領収書等は3年間保存しなければなりません。

【少額領収書等の写しの開示の基本的な流れ】

① 開示請求書の提出

少額領収書等の写しを開示請求しようとする者は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し開示請求書を提出します。

② 少額領収書等の写しの提出命令

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があった日から10日以内に、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出命令をします。

③ 少額領収書等の写しの提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出します。（注）

④ 開示決定

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則30日以内に開示決定をし、閲覧又は写しの交付の方法により開示します。

（注）

- ・ 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、提出期限の延長を求めることができます。
- ・ 提出命令に違反して少額領収書等の写しの提出がないときは、その国会議員関係政治団体の名称・主たる事務所の所在地が公表されます。
- ・ 収支報告書と併せて提出される人件費以外の経費で1件1万円を超える支出に係る領収書等の写しは、情報公開法または都道府県の情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。

Ⅲ 政治団体の設立・異動・解散

1 届出先及び方法

政治団体に関する各種届出は、次の区分により提出することになります。

- ① 一の都道府県の区域において、主としてその活動を行う政治団体
主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会
- ② 複数の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域以外において、主としてその活動を行う政治団体
主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を經由して総務大臣
- ③ 政党及び政治資金団体
主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を經由して総務大臣

したがって、政治団体の各種の届出については、市町村の選挙管理委員会を經由することは一切なく、窓口はすべて都道府県の選挙管理委員会となります。

なお、各種届出のうち、政治団体の設立届及び異動届については、郵送によることなく、文書で直接届け出なければなりません。（法第6条第1項）

2 届出の種類

政治団体には次のような届出が必要です。

届出方法等は、8ページ「政治団体の設立・異動・解散等の届出」を参照

(1) 政治団体設立届（法第6条）

政治団体は、代表者・会計責任者・会計責任者の職務代行者を各1名選任し、「政治団体設立届」により、組織又は政治団体となった日から7日以内に、規約・党則・綱領等政治団体の目的・組織・運営に関して定めたもの等を添付して届け出なければなりません。

なお、会計責任者と会計責任者の職務代行者は兼任することができません。

また、政治団体は、設立届を提出した後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができません。（法第8条）

(2) 資金管理団体指定届（法第19条第2項、同条第4項）

公職の候補者は、資金管理団体の指定をした日から7日以内に、その旨届け出ることとされています。

この場合、当該指定届に記載した事項が真正であることを誓う旨の宣誓書を添付しなければなりません。

(3) 届出事項の異動届（法第7条）

異動届は、政治団体の設立届により届け出たすべての事項が対象となり、異動の日から7日以内に届け出なければなりません。

したがって、団体名、代表者、会計責任者等の変更はもとより、規約・会則などの添付書類の内容に異動があった場合も、この異動届が必要となります。

(4) 資金管理団体届出事項の異動届（法第19条第3項第3号、同条第4項）

(3)の「異動届」を提出する団体が資金管理団体の場合で、資金管理団体指定届の記載事項（公職の種類・資金管理団体の名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）に変更があるときは、異動の日から7日以内に「資金管理団体届出事項の異動届」の提出も必要となります。

この場合、当該異動届に記載した事項が真正であることを誓う旨の宣誓書を添付しなければなりません。

(5) 政治団体解散届（法第17条）

ア 政治団体の代表者及び会計責任者であった者が届け出る場合

政治団体が解散又は目的の変更等により政治団体でなくなったときは、代表者及び会計責任者は、その日から30日以内（国会議員関係政治団体にあつては60日以内）に「政治団体解散届」と解散年の1月1日（設立年と解散年が同一の場合は設立日（イにおいて同じ。））から解散日までの「収支報告書」を併せて提出しなければなりません。

イ 政治団体の本部がその支部の解散を届け出る場合

政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、当該支部の代表者及び会計責任者に代わって、その支部の解散を届け出ることができます。

この場合、政治団体の本部は当該支部の代表者及び会計責任者に対し、解散を届け出た旨の通知をしなければなりません。（法第18条第5項）

当該通知を受けた支部の代表者及び会計責任者は、解散の日から30日以内（国会議員関係政治団体にあつては60日以内）に、解散年の1月1日から解散日までの「収支報告書」を提出しなければなりません。

ウ 法第17条第2項適用団体となった場合

法第17条第2項適用団体（9ページ「2の（1）収支報告書の提出」を参照）となった場合、政治団体の自然解散、自然消滅は認められていないため、解散届を提出する必要があります。

法第17条第2項適用団体が解散する場合は、解散届と併せて、未提出分の収支報告書と解散年の1月1日から解散日までの収支報告書を提出しなければなりません。

(6) 資金管理団体指定取消届及び資金管理団体でなくなった旨の届

（法第19条第3項第1号及び第2号、同条第4項）

資金管理団体の届出をした者は、資金管理団体の指定を取り消した場合は「資金管理団体取消届」を、指定を受けた政治団体が解散した場合、指定の届出をした者が公職の候補者でなくなった場合又は指定を受けた政治団体の代表者でなくなった場合、その団体が資金管理団体にはなれない団体となった場合には「資金管理団体でなくなった旨の届」を、その事実が生じた日から7日以内に提出しなければなりません。

この場合、当該届に記載した事項が真正であることを誓う旨の宣誓書を添付しなければなりません。

政治団体の設立・異動・解散等の届出

政治団体（政党、政治資金団体、政策研究団体、特定パーティー開催団体を除く。）の届出									
届出区分		設立		異動		解散			
届出期限		組織の日又は政治団体になった日（国会議員関係政治団体の2号団体に該当する場合は※5の通知を受けた日）から7日以内		異動の日（国会議員関係政治団体の2号団体に該当する場合は※5、2号団体に該当しなくなった場合は※7の通知を受けた日）から7日以内		解散又は政治団体でなくなった日から30日以内（国会議員関係政治団体に該当していた場合は60日以内）			
届出方法		直接文書で（郵便不可）		直接文書で（郵便不可）		※1			
届出様式		P93		P99		P102			
記載例		P29		P35		P37			
政治団体の区分		様式	記載例	政党の支部	その他の政治団体	政党の支部	その他の政治団体	政党の支部	その他の政治団体
添付書類	規約・会則・綱領等		P30	○	○	※2	※2		
	政党の状況に関する届	P95	P31	○		※3			
	支部証明書	P96	P32	○		※4			
	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	P97	P33		※5		※5		
	被推薦書	P98	P34		※6		※6		
	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	P101	P36				※7		
	解散年の収支報告書（領収書等の写しを含む。）							○ ※8	○ ※8

資金管理団体の届出					
届出区分		指定	異動	指定取消	資金管理団体でなくなった旨
届出期限		指定の日から7日以内	下記届出事項の異動の日から7日以内 ・代表者の公職の種類 ・団体の名称 ・事務所所在地 ・代表者の氏名	指定取消の日から7日以内	資金管理団体でなくなった日から7日以内
届出方法		文書で提出	文書で提出	文書で提出	文書で提出
届出様式		P103	P104	P105	P106
記載例		P38	P39	P40	P41
添付書類	宣誓書	○	○	○	○

○…必ず添付。

- ※1 内容不備の場合の便宜を図るため、持参提出してください。
- ※2 規約等の記載内容に異動がある場合は必要。
- ※3 本部の名称及び所在地、支部の名称に異動がある場合は必要。
- ※4 支部の名称、所在地、活動区域に異動がある場合は必要。
- ※5 国会議員関係政治団体の2号団体の要件に該当する場合は必要。
- ※6 被後援者の公職の種類が都道府県議会議員、知事、政令指定都市の長又は議員で、課税上の優遇措置の適用を受ける場合は必要。
- ※7 国会議員関係政治団体の2号団体の要件に該当しなくなった場合は必要。
- ※8 国会議員関係政治団体に該当していた場合は、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書も必要。

届出先	
長崎県選挙管理委員会	(TEL 095-824-1111)
長崎市尾上町3-1 (長崎県庁行政棟4階市町村課内)	
県北地方書記室	(TEL 0956-23-4211)
佐世保市木場田町3-25 (県北振興局企画振興課内)	
島原地方書記室	(TEL 0957-63-0111)
島原市城内1-1205 (島原振興局総務課内)	
五島地方書記室	(TEL 0959-72-2121)
五島市福江町7-1 (五島振興局総務課内)	
壱岐地方書記室	(TEL 0920-47-1111)
壱岐市郷ノ浦町本村触570 (壱岐振興局総務課内)	
対馬地方書記室	(TEL 0920-52-1311)
対馬市厳原町宮谷224 (対馬振興局総務課内)	

IV 政治団体の会計・経理及び収支報告書

1 会計・経理

(1) 会計帳簿の備付け及び記載、領収書等の徴収（法第9条、第11条、第19条の9）

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体のすべての収入及び支出並びに金銭等の運用に関する事項を正確に記載しなければなりません。

会計帳簿は「収入簿」「支出簿」「運用簿」に分け、総務省令で定められている項目ごとにそれぞれ記帳することとされています。（様式等は43ページを参照）

また、政治団体の会計責任者、政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、1件5万円以上のすべての支出（国会議員関係政治団体にあつては1円以上のすべての支出）について、領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければなりません。

(2) 会計責任者に対する明細書の提出（法第10条）

政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は寄附を受け、又は支出した日から7日以内に、政治団体のために寄附のあつせんをした者及び政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした者はそのあつせんを終えた日から7日以内に、その明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

(3) 会計帳簿等の保存（法第16条）

政治団体の会計責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書等を収支報告書の要旨が公表された日から3年間保存しなければなりません。

(4) 政治資金の運用の規制（法第8条の3）

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外で運用することはできません。

ア 銀行その他の金融機関への預金又は貯金

イ 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得

ウ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

2 収支報告書

(1) 収支報告書の提出（法第12条、第19条の10）

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年のすべての収入、支出、資産の状況等について、収支報告書を作成し、翌年3月末日（国会議員関係政治団体にあつては翌年5月末日）までに、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会（複数の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域以外において主としてその活動を行う政治団体は、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣）に収支報告書を提出しなければなりません。

ただし、提出期間が国政選挙の期間にかかる場合は、提出期限は翌年4月末日（国会議員関係政治団体にあつては翌年6月末日）までとなります。

また、提出の最終期限日が土曜日又は日曜日である場合は、その直後の月曜日が提出期限となります。

収支報告書は、政治団体である限り、毎年、提出期限までに必ず提出しなければなりません。

ア 1年間を通じて収入及び支出がなかった場合でも、収支がなかったことを記載した収支報告書を提出しなければなりません。

イ 2年間連続して提出期限までに収支報告書を提出しなかった団体については、当該提出期限を経過した日以後は、政治団体の設立の届け出をしていない団体（任意団体）とみなされ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができなくなります。（この団体を「法第17条第2項適用団体」といいます。）

なお、法第17条第2項適用団体が、再び政治活動のための収入及び支出をしようとするときは、解散の手続きをしたうえで、新たに政治団体の設立の手続きをする必要があります。（7ページ「（5）政治団体解散届」を参照）

収支報告書の提出方法等は、11ページ「収支報告書の提出」を参照

ウ 収支報告書の提出を怠った場合は、罰則の適用があります。

（20ページ「VI 政治資金規正法の主な罰則」を参照）

（2）要旨の公表（法第20条）

政治団体が毎年作成し、都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に提出した収支報告書は、都道府県届出の政治団体にあつては公報、総務大臣届出の政治団体にあつては官報により、収支報告書が提出された年の11月末日までにその要旨が公表されます。

なお、上記の方法以外に、インターネットを利用その他適切な方法による公表が可能であるため、本県では公報ではなく、選挙管理委員会のホームページにおいて公表を行っています。

（3）保存及び閲覧等（法第20条の2）

政治団体が提出した収支報告書は、収支報告書の要旨を公表した日から3年間保存され、この間、だれでも収支報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができます。

閲覧場所又は写しの交付請求先は、都道府県届出の団体は各都道府県選挙管理委員会、総務大臣届出の団体は総務省となります。

（4）政党助成法に基づく政党の支部の支部報告書の提出等

支部政党交付金の支給を受けた政党の支部の会計責任者は、当該支部政党交付金を充て又は支部基金（政党助成法第14条第2項に定める基金）を取り崩して充てる支出（「支部政党交付金による支出」という。）等について、毎年12月31日現在で報告書（「使途等報告書」という。）を作成し、当該支部政党交付金を支給した本部又は他の支部の会計責任者及び都道府県選挙管理委員会へ提出しなければなりません。

収支報告書の提出

収 支 報 告 書（全政治団体提出）				
報告内容	毎年12月31日現在のその年のすべての収支及び資産状況			
提出期限	国会議員関係政治団体以外の政治団体：翌年3月末日まで 国会議員関係政治団体：翌年5月末日まで * 提出期間が国政選挙期間にかかる場合は、上記期限の1月後が提出期限			
提出方法	受付の際に収支報告書の訂正等をする場合がありますので、下記提出先へ持参提出してください。 なお、収支報告書の訂正には会計責任者の押印又は署名が必要となります。			
報告様式	P 55 ～ P 77（記載例） * 収支がない場合でも、様式（その1）、（その2）、（その17）、（その20）は必ず提出してください。 * 様式は毎年12月に政治団体あて郵送しています。 * 政治団体においても、必ず控えを保存してください。			
政治団体の区分	国会議員関係政治団体	資金管理団体	左記以外の政治団体	
添付書類	領収書等の写し	△	△	
	経常経費（人件費）	×	×	
	"（光熱水費）	1件1万円超	1件5万円以上	×
	"（備品・消耗品費）	1件1万円超	1件5万円以上	×
	"（事務所費）	1件1万円超	1件5万円以上	×
	政治活動費（組織活動費）	1件1万円超	1件5万円以上	1件5万円以上
	"（選挙関係費）	1件1万円超	1件5万円以上	1件5万円以上
	"（機関紙誌の発行 その他の事業費）	1件1万円超	1件5万円以上	1件5万円以上
	"（調査研究費）	1件1万円超	1件5万円以上	1件5万円以上
	"（寄附・交付金）	1件1万円超	1件5万円以上	1件5万円以上
"（その他の経費）	1件1万円超	1件5万円以上	1件5万円以上	
政治資金監査報告書	○	×	×	

○… 必ず添付。

△… 下記欄に該当する支出がある場合は必要。

×… 提出不要。

提 出 先	
長崎県選挙管理委員会書記室	(TEL 095-824-1111)
長崎市尾上町3-1（長崎県庁行政棟4階市町村課内）	
県北地方書記室	(TEL 0956-23-4211)
佐世保市木場田町3-25（県北振興局企画振興課内）	
島原地方書記室	(TEL 0957-63-0111)
島原市城内1-1205（島原振興局総務課内）	
五島地方書記室	(TEL 0959-72-2121)
五島市福江町7-1（五島振興局総務課内）	
壱岐地方書記室	(TEL 0920-47-1111)
壱岐市郷ノ浦町本村触570（壱岐振興局総務課内）	
対馬地方書記室	(TEL 0920-52-1311)
対馬市厳原町宮谷224（対馬振興局総務課内）	

V 寄附に関する制限

寄附とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいいます。（法第4条第3項）

ただし、法人その他の団体の支出する党費又は会費は、寄附とみなされます。（法第5条第2項）

政治資金規正法は、政治資金の集め方に節度をもたせるために、政治団体に対する寄附について制限しており、寄附の公開（収支報告書へ記載する）基準は、個人、法人その他の団体、政治団体すべて5万円を超える額（50,001円以上）となります。

また、公職選挙法においても、選挙の公正確保、金のかからない政治の実現のために、特定の寄附あるいは公職の候補者や後援団体等に関する寄附について制限を設けています。

1 政治資金規正法による制限

(1) 会社等の寄附禁止

ア 会社、労働組合、職員団体等の団体（以下「会社等」という。）は、政党、政党の支部及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をすることができません。

（法第21条第1項、同条第4項）

ここでいう会社等には、文化団体、同窓会などの団体も含まれます。

会社等が行う寄附には、選挙運動に関する寄附及び金銭等以外の物品による寄附等も含まれており、例外なく禁止されています。

イ 何人も会社等に対して、政治活動に関する寄附（政党、政党の支部及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求することはできません。（法第21条第3項）

ウ 会社等が負担する党費又は会費は「寄附」とみなされるため、政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体の党費又は会費を負担することはできません。

(2) 政治家個人に対する寄附禁止

ア 政治家個人の政治活動に関しての寄附は、政党がする寄附を除いて禁止されています。ただし、選挙運動に関する寄附及び金銭等以外の物品等による寄附は禁止の対象外となっています。（法第21条の2）

よって、政治家個人の後援会であっても、選挙運動に関するものを除き、その政治家本人への金銭等による寄附は禁止されることとなります。

イ 会社等が行う寄附は、政治家個人に対しても上記（1）のとおり一切禁止されています。

（注）ここでいう“選挙運動に関する寄附”とは選挙運動期間中に限らず、公職の候補者の選挙運動に対し寄附することをいいます。

(3) 寄附の量的制限（法第21条の3、第22条）

寄附の量的制限とは、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、寄附の総枠制限と個別制限があります。

なお、選挙運動に関する寄附も制限の対象となること、金銭等以外の財産上の利益についても時価に見積もった金額により制限の対象になること、制限の対象となる政治団体については本部・支部を通じて一体であることに注意を要します。

政治活動に関する寄附は、年間（暦年）を通じて次に掲げる額を超えてはならないことになっています。

ア 総枠制限（一の寄附者ができる寄附の年間限度額）

① 個人のする寄附

- ◎ 政党・政治資金団体に対する寄附……………2,000万円
- ◎ 政治家・その他の政治団体に対する寄附……………1,000万円

② 会社等のする寄附

- ◎ 政党・政治資金団体に対する寄附
資本金・組合員数等に応じて、750万円から1億円まで

イ 個別制限（一の寄附者から同一の受領者への寄附の年間限度額）

① 個人のする寄附

- ◎ 政党・政治資金団体に対する寄附……………個別制限なし
- ◎ 政治家（選挙運動に関する寄附及び金銭等以外の物品等による寄附に限る。）に対する寄附……………150万円
- ◎ その他の政治団体に対する寄附……………150万円
- ※ 政治家個人が自らの資金管理団体に対してする寄附は個別制限なし。

② 会社等のする寄附

- ◎ 政党及び政治資金団体に対する寄附……………個別制限なし

③ その他の政治団体のする寄附

- ◎ その他の政治団体に対する寄附……………5,000万円
- ※ 政治家の後援会が、その政治家の選挙区内のものに寄附することは（政党その他の政治団体、その政治家の選挙運動に関する寄附及び金銭等以外の物品等による寄附を除き）公職選挙法により禁止されています。

ウ 総枠制限及び個別制限のないもの

① 特定寄附

特定寄附とは、政治家が政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部を自らの資金管理団体へ寄附することです。

② 遺贈によってする寄附

寄 附 の 量 的 制 限

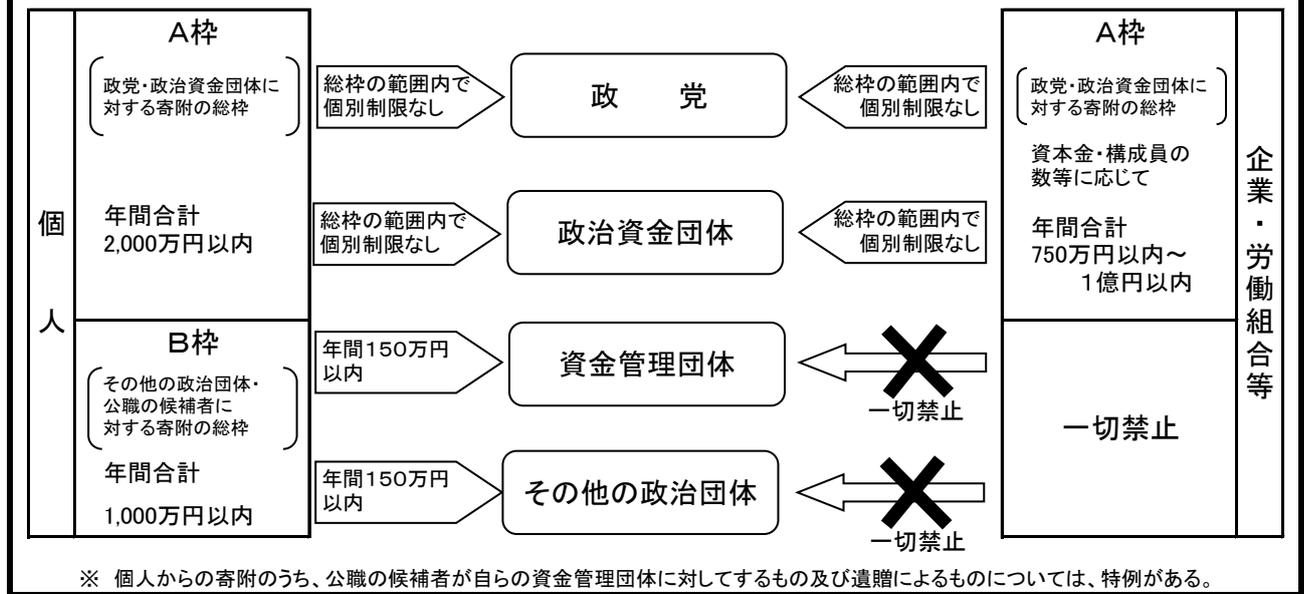
受領者	寄附者		会 社 ・ 労 組 等		政党	政 治 団 体		
	個 人	個 人	総 枠 制 限	個 別 制 限	総 枠 制 限 個 別 制 限	総 枠 制 限	個 別 制 限	
	総 金 額 の 限 度 額	同 一 者 へ の 限 度 額	総 金 額 の 限 度 額	同 一 者 へ の 限 度 額		総 金 額 の 限 度 額	同 一 者 へ の 限 度 額	
政党・政治資金団体	年間 2,000万円	制限なし	資本金・組合員数 等により年間 750万円～1億円	制限なし	制 限 な し	制限なし		
公職の候補者等		※選挙運動に 対し150万円	禁 止			※選挙運動に対し制限なし		
資金管理団体	年間 1,000万円	年間 150万円				制限なし		年間 5,000万円
その他の政治団体		年間 150万円						

※金銭等は選挙運動に限られる。（限度額には物品を含む。）

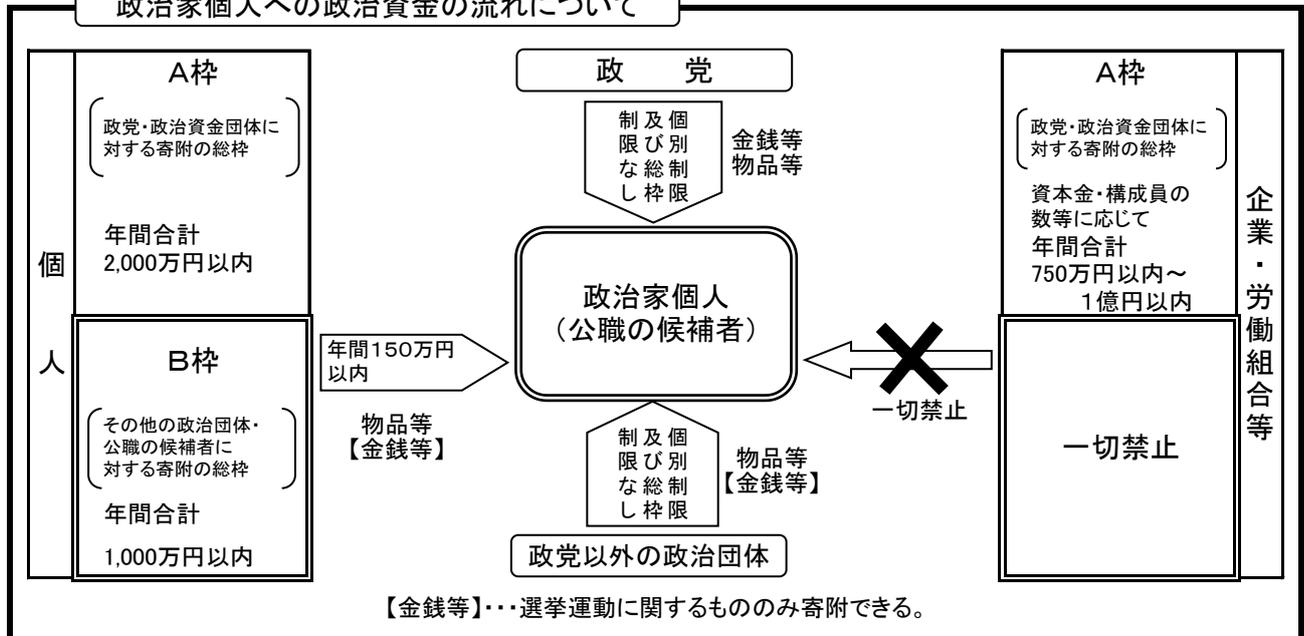
会 社 ・ 労 組 等 の 規 模 別 寄 附 総 枠

会社のする寄附の限度額 (資本又は出資の金額)	労働組合又は職員団体のする 寄附の限度額 (組合員又は構成員の数)	会社、労働組合又は職員団体以外の 団体のする寄附の限度額 (前年における年間の経費の額)	政党・政治資金 団体に対する寄附(万円)
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750
10億円以上～ 50億円未満	5万人以上～ 10万人未満	2千万円以上～ 6千万円未満	1,500
50億円以上～ 100億円未満	10万人以上～ 15万人未満	6千万円以上～ 8千万円未満	3,000
100億円以上～ 150億円未満	15万人以上～ 20万人未満	8千万円以上～ 1億円未満	3,500
150億円以上～ 200億円未満	20万人以上～ 25万人未満	1億円以上 ～ 1億 2千万円未満	4,000
200億円以上～ 250億円未満	25万人以上～ 30万人未満	1億 2千万円以上～ 1億 4千万円未満	4,500
250億円以上～ 300億円未満	30万人以上～ 35万人未満	1億 4千万円以上～ 1億 6千万円未満	5,000
300億円以上～ 350億円未満	35万人以上～ 40万人未満	1億 6千万円以上～ 1億 8千万円未満	5,500
350億円以上～ 400億円未満	40万人以上～ 45万人未満	1億 8千万円以上～ 2億円未満	6,000
400億円以上～ 450億円未満	45万人以上～ 50万人未満	2億円以上 ～ 2億 2千万円未満	6,300
450億円以上～ 500億円未満	50万人以上～ 55万人未満	2億 2千万円以上～ 2億 4千万円未満	6,600
500億円以上～ 550億円未満	55万人以上～ 60万人未満	2億 4千万円以上～ 2億 6千万円未満	6,900
550億円以上～ 600億円未満	60万人以上～ 65万人未満	2億 6千万円以上～ 2億 8千万円未満	7,200
600億円以上～ 650億円未満	65万人以上～ 70万人未満	2億 8千万円以上～ 3億円未満	7,500
650億円以上～ 700億円未満	70万人以上～ 75万人未満	3億円以上 ～ 3億 2千万円未満	7,800
700億円以上～ 750億円未満	75万人以上～ 80万人未満	3億 2千万円以上～ 3億 4千万円未満	8,100
750億円以上～ 800億円未満	80万人以上～ 85万人未満	3億 4千万円以上～ 3億 6千万円未満	8,400
800億円以上～ 850億円未満	85万人以上～ 90万人未満	3億 6千万円以上～ 3億 8千万円未満	8,700
850億円以上～ 900億円未満	90万人以上～ 95万人未満	3億 8千万円以上～ 4億円未満	9,000
900億円以上～ 950億円未満	95万人以上～ 100万人未満	4億円以上 ～ 4億 2千万円未満	9,300
950億円以上～1000億円未満	100万人以上～ 105万人未満	4億 2千万円以上～ 4億 4千万円未満	9,600
1000億円以上～1050億円未満	105万人以上～ 110万人未満	4億 4千万円以上～ 4億 6千万円未満	9,900
1050億円以上～	110万人以上～	4億 6千万円以上～	1 億円

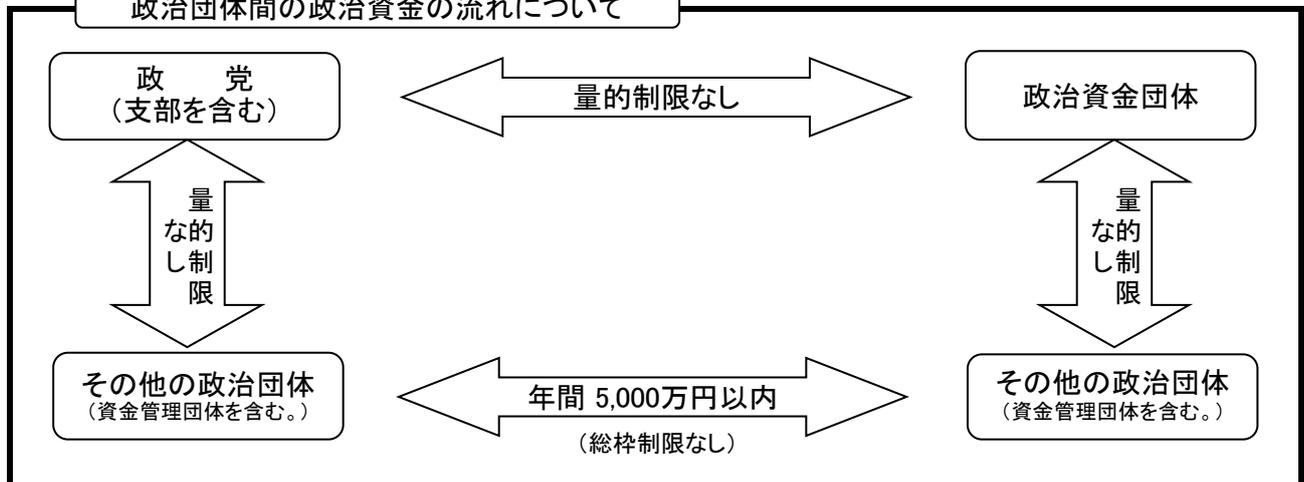
政党・政治団体への政治資金の流れについて



政治家個人への政治資金の流れについて



政治団体間の政治資金の流れについて



(4) 寄附の質的制限（法第22条の3）

ア 特定会社等の寄附の禁止

- ① 国又は地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法第3条第1項の規定による政党交付金を除く。）の交付決定を受けた会社等は、その交付決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。
- ② 国又は地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社等は、出資又は拠出を受けている間、政治活動に関する寄附をすることはできません。
- ③ 何人も、上記に違反してされる寄附であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、要求してはなりません。
また、上記に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

イ 赤字会社の寄附の禁止（法第22条の4）

3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、その欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

また、上記に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

ウ 外国人等から寄附の受領の禁止（法第22条の5）

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体等から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

ただし、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であって、その発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されている者がする寄附については、この限りではありません。

この場合、寄附をする者は上記法人である旨を、文書で、寄附を受ける者に通知しなければなりません。

エ 他人名義・匿名寄附の禁止（法第22条の6）

何人も、本人名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をすることはできません。

ただし、次の3要素全てを充たす匿名寄附（「政党匿名寄附」という。）については、禁止されていません。

- ◎ 街頭又は一般に公開される講演会、集会などの会場においてなされるもの
- ◎ 政党又は政治資金団体に対してする寄附
- ◎ 1件当たりの寄附が1,000円以下のもの

また、上記に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

(5) 寄附のあっせんに関する制限（法第22条の7）

ア 寄附のあっせんに係る威圧的行為の禁止

何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威圧する等、不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をすることはできません。

イ 寄附をしようとする者の意思に反するチェック・オフの禁止

政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これに類するものからの控除による方法で、寄附を集めることはできません。

(6) 公務員等の地位利用による関与等の制限（法第22条の9）

国若しくは地方公共団体の一般職の公務員又は特定独立行政法人の職員は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求めたり、寄附を受けたり、他の者がする政治活動に関する寄附に関与することは禁止されています。

また、政治資金パーティーの対価の支払いに関しても、同様の制限があります。

2 公職選挙法による制限

政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附については、政治資金規正法による制限のほか、公職選挙法（以下「公選法」という。）による制限があり、その内容はおおむね次のとおりです。

(1) 請負等の当事者の寄附の禁止（公選法第199条）

国政選挙に関しては国と、地方公共団体の選挙に関しては当該地方公共団体と、次の関係にある者は、当該選挙に関し寄附をすることができません。

ア 請負その他特別の利益を伴う契約の当事者は、契約の当事者である間、寄附をすることができません。

イ 金融機関等から利子補給の対象となっている融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている会社その他の法人は、金融機関等が利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から、利子補給金の全額の交付が完了した日から起算して1年を経過した日までの間、寄附をすることはできません。

会社等が、国又は地方公共団体から、直接、利子補給金の交付を受けている場合は、16ページ（4）のアの①の政治資金規正法の制限を受けませんが、会社等が、国又は地方公共団体から利子補給を受けている金融機関等から、利子補給に係る融資を受けている場合は、公選法の制限を受けることになります。

(2) 公職の候補者等の寄附の禁止（公選法第199条の2）

公職の候補者等（候補者となろうとする者も含む。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることはできません。候補者名義の寄附も同様に禁止されています。

ただし、次に掲げる場合は、例外として禁止されていません。

ア 政党その他の政治団体又はその支部に対する場合

ただし、政治団体がその公職の候補者の後援団体（資金管理団体を除く。）である場合は、選挙期日までの一定期間（注）は寄附をすることが禁止されています。

また、自分の後援団体への寄附も、特定寄附を除き、量的制限がありますので注意してください。（14ページを参照）

イ 公職の候補者等の親族に対してする場合

親族とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいいます。

ウ 公職の候補者等が、専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償（参加者が講習会等に参加するための最小限度必要な旅費等をいい、食事についての実費の補償を除く。）としてする場合

ただし、次に掲げるものは例外とはならないため禁止されます。

- ① 参加者に対して饗応接待（食事の提供も含む。）が行われるようなもの
- ② 選挙区外において行われるもの
- ③ 選挙期日までの一定期間（注）に行われるもの

※ 社交の範囲内で、罰則の適用がないものに次のようなものがあります。（公選法第249条の2）

◎ 結婚披露宴へ自ら出席した場合の祝儀

代理出席は名義人の寄附となり、祝儀の事前交付も罰則をもって禁止されます。

◎ 葬式へ自ら出席した場合の香典

金銭に限られ、花輪・供花は罰則をもって禁止されます。

（3）後援団体に関する寄附等の禁止（公選法第199条の5）

ア 後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることができません。ただし、次に掲げる場合は、例外として禁止されていません。

- ① 政党その他の政治団体若しくはその支部に対する寄附
- ② 当該公職の候補者等に対する寄附
- ③ 後援団体がその設立目的により行う行事又は事業に関する寄附

ただし、次に掲げるものは例外とはならないため禁止されます。

- ◎ 花輪・供花・香典・祝儀その他これらに類するものを出すこと。
- ◎ 選挙期日までの一定期間（注）に行われるもの。

公選法上の後援団体は、いわゆる後援会よりも広い概念で、文化団体、労働団体等が、ある選挙について特定の候補者を支持し、それが当該団体の政治活動のうち主たるものである場合には、後援団体ということになります。

イ 何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、選挙期日までの一定期間（注）、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与することができません。これは、公職の候補者等の行為だけを禁止するものでなく、何人によってなされるものも禁止するものです。

ウ 公職の候補者等は、選挙期日までの一定期間（注）、自分の後援団体に対し寄附をすることができません。

ただし、公職の候補者等が自分の資金管理団体に上記の期間中、寄附をすることは禁止されていません。

（注）「一定期間」（公選法第199条の5第4項）

- ①衆議院議員総選挙…「任期満了の日前90日～選挙期日」又は「解散日の翌日～選挙期日」
- ②参議院議員通常選挙…「任期満了の日前90日～選挙期日」
- ③地方公共団体の選挙…「任期満了の日前90日～選挙期日」、任期満了による選挙以外の選挙の場合にあっては「選挙事由発生の旨の告示日の翌日～選挙期日」
- ④補欠選挙、再選挙…「選挙事由発生の旨の告示日の翌日～選挙期日」

（4）公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止（公選法第199条の3）

公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、公職の候補者等の氏名を表示し又は類推されるような方法で寄附をすることができません。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は除きます。

（5）候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（公選法第199条の4）

公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることができません。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対して寄附をする場合は除きます。

例えば、「株式会社甲野太郎商店」（公職の候補者等の氏名が甲野太郎）のようなものを行い、前記（4）の団体は禁止される方法以外の方法で寄附をすることができますが、（5）の団体はいかなる方法をもってしても寄附をすることができません。

また、前記（4）の団体は時期を問わず寄附をすることができませんが、（5）の団体は「当該選挙に関し」寄附することができません。

VI 罰則等

1 政治資金規正法の主な罰則

法は規制が正しく履行されるように、担保として罰則を規定しており、主なものを掲げると次のとおりです。（法第23条～第26条の7）

違反の内容	罰則
無届団体の寄附の受領又は支出の禁止違反	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金
会計処理に関する違反 ・ 会計帳簿の備付け及び記載義務違反 ・ 明細書の提出及び記載義務違反 ・ 領収書等の徴収義務違反 ・ 会計帳簿等の保存義務違反 ・ 会計帳簿等の虚偽記入 ・ 会計責任者の事務引継違反 ・ 収支報告書等の訂正命令違反 等	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
収支報告書等に関する違反 ・ 収支報告書等の提出遅怠 ・ 収支報告書等の記載義務違反 ・ 収支報告書等の虚偽記入 ・ 政治資金監査報告書の提出義務違反 等	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金
会社等の寄附の制限違反 政治家の政治活動に関する寄附の禁止違反	1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
寄附の量的制限違反	1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
寄附の質的制限違反	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
寄附のあっせんに関する制限違反	6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金

※公選法による寄附の制限違反についても、公選法により罰則の規定があります。

2 公民権の停止

法に定める罪を犯した者は、下記の期間、公民権（公選法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます。（法第28条）

ア 禁錮刑に処せられた者

裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後5年間

イ 罰金刑に処せられた者

裁判が確定した日から5年間

ウ これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者

裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、法の違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます。

Ⅶ 政治資金と税金

1 個人の寄附に対する税の優遇措置

議会制民主主義は、国民主権の原理の下で、国民の代表として、国民の負託を受けた議会の議員を直接の担い手として運営される政治形態です。この議会制民主政治において、国民の意思をより正確に反映していくためには、政治の直接の担い手である政治家の政治活動に要する経費も、それを支持する国民個々人が拠出する寄附によってまかなわれるのが望ましい姿といえます。

こうしたことから、その実現にむけて個人からの寄附を奨励するための措置の一つとして、租税特別措置法により、個人寄附に係る税制上の優遇措置があります。

(1) 優遇措置の内容（法第32条の4、租税特別措置法第41条の18）

個人が拠出した政治活動に関する寄附のうち一定の要件に該当するものについては、寄附金控除（所得控除）の対象となっていますが、そのうち、政党及び政治資金団体に対する寄附については、政党等寄附金特別控除（税額控除）の対象にもなり、確定申告において所得控除と税額控除のいずれか有利な方を選択することができます。

(2) 優遇措置の要件

個人寄附であれば、すべて優遇措置が受けられるわけではなく、アの①又は②の要件に該当することが必要です。

ア 適用の対象

- ① 次の政治団体に対してする寄附であること。
 - ◎ 政党、政治資金団体
 - ◎ 国会議員が主宰し、又はその主要な構成員が国会議員である政策研究団体等・国会議員氏名届を提出している団体であること。
 - ◎ 特定の公職の候補者（国会議員、県知事、県議会議員、指定都市の長及び議員）の後援団体
 - ・国会議員の後援団体は「国会議員関係政治団体（2号団体）に該当する旨の通知」を提出している団体であること。
 - ・国会議員以外の後援団体は「被推薦書」を提出している団体であること。

(注)

- ・特定の公職の候補者の後援団体のうち、現職でない者の後援団体に対する寄附については、立候補した年とその前年中にされた寄附に限られます。
- ・現職が落選した場合は、現職であった年までが対象となります。
- ・候補者になろうとする者が、何らかの事情で立候補しなかった場合は対象となりません。

- ② 特定の公職の候補者の選挙運動に関する寄附であること。

イ 収支報告書への記載

政治団体が毎年12月31日現在で作成し、提出する収支報告書又は解散の際に提出する収支報告書、候補者が公選法の規定により一定期間内に提出する選挙運動に関する収支報告書の中に、優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日が記載されていることが必要です。

政治団体が提出する収支報告書には年間5万円を超える寄附、候補者の選挙運動に関する収支報告書には1件1万円を超える寄附について、寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載することが義務づけられていますが、優遇措置を受けようとする寄附者については、たとえ、これ以下の金額であっても収支報告書に氏名等が記載されていることが必要です。

ウ 「寄附金（税額）控除のための書類」を提出し、確認を受けていること

適用を受けようとする者は、政治団体又は特定の公職の候補者から、都道府県の選挙管理委員会（総務大臣届出の政治団体にあつては総務大臣、都道府県の選挙管理委員会の届出の団体にあつては当該選挙管理委員会）の確認を受けた「寄附金（税額）控除のための書類」（80ページを参照）を受領し、領収書とともに税務署に確定申告をしなければなりません。（手続きの流れは次ページ参照）

（3）適用除外

（2）の要件をすべて満たすものであっても、次の場合には優遇措置が適用されないこととなっています。

ア 法の規定に違反するもの

個人寄附の総枠制限や個別制限を超えてなされた寄附、他人名義の寄附等、法の規定に違反するものは寄附金控除の対象から除かれます。

イ 寄附者に特別の利益が及ぶ場合

例えば、公職の候補者が自己の資金管理団体や後援会に寄附した場合や、候補者がお互いに相手方の後援会に対し寄附をしあう場合等が考えられますが、どのようなケースが該当するかは、個別のケースに応じて税務署で判断されます。

2 法人等の寄附に対する税の優遇措置

法人が政治団体に対し、その政治活動に関して寄附を行った場合、税制上特段の優遇措置はとられていませんが、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となります。

3 政治団体に対する課税

政治団体は、その収入のほとんどを寄附収入と事業収入に依存しており、政治団体のこれらの収入については非課税措置が適用されていますが、これは、政治団体が政治活動を行うことを目的として設立され、議会制民主主義の下で政治活動の中心的担い手として、その得た収入を政治活動に消費することを前提としたものです。

したがって、これに反し、その得た収入を政治活動以外のために消費するような場合については、課税の対象となりますし、また、政治団体が得た収入をその構成員で分配するなどした場合については、その受取者において課税されることとなります。

なお、消費税は、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合には課税されません。

4 政治家個人に対する課税

政治家個人の収入は、歳費等の給与所得、預金利子等のその他の所得と政治活動に関して受けた政治資金等の雑所得があり、これらは通算して所得税の課税対象とされますが、政治資金に係る雑所得の計算では、政治資金に係る収入から政治活動のための費用を控除し、残余がある場合に、それが雑所得として課税の対象となります。

ただし、雑所得に係る赤字は、他の種類の所得の黒字と損益通算ができないこととなっていますので、政治資金に係る雑所得の計算上赤字（政治活動に要した費用の方が政治資金として受けた収入より多い場合）が生じても他の所得からその分を差し引くことはできません。

なお、選挙運動に関して受けた収入で、選挙運動に関する収支報告書により報告がなされているものについては課税されません。

Ⅷ 政治資金パーティー

政治資金パーティーとは、「対価（会費）を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を、当該催物を開催した者又はその者以外の政治活動（選挙運動を含む。）に関し支出することとされているもの」をいいます。（法第8条の2）

したがって、会費を集めて行う催物、例えば「忘年会」「新年会」「〇〇さんの〇〇を祝う会」など、いかなる名称、会費金額の大小を問わず、参加者が実費を負担して行われるもの（収益をあげて、それを政治活動のために支出することを目的としないもの）は、「政治資金パーティー」といいません。

また、一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者から20万円を超える対価の支払があった場合や、同一の者によって20万円を超える対価の支払のあっせんがあった場合は、収支報告書にその明細を記載しなければなりません。（法第12条）

1 政治資金パーティーの対価の支払いに関する制限

政治資金パーティーの対価の支払（パーティー券購入）は、債務の履行として支払われるものであり、出席を前提にしている限り、政治活動に関する寄附に該当するものではありませんが、政治資金パーティーは政治団体が開催することを原則としており、その適正化を図るため、量的制限、あっせんの制限等の規定が設けられています。

（1）量的制限（個別制限）（法第22条の8第1項、同条第3項）

政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けてはいけません。

また、政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、一の政治資金パーティーにつき、150万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払をしてはいけません。

（2）告知義務（法第22条の8第2項）

政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面（パーティー券、案内状、開催通知等）により告知しなければなりません。

また、その告知に係る書面に記載すべき文言は「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」とされています。

（3）匿名による支払の禁止（法第22条の8第4項）

本人の名義以外の名義又は匿名で、政治資金パーティーの対価の支払をすることは禁止されています。また、これに違反してされる政治資金パーティーの対価の支払を受けてはなりません。

(4) 威迫等によるあっせんの禁止（法第22条の8第4項）

政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法で、当該対価の支払のあっせんに係る行為をしてはなりません。

また、政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、対価の支払をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該対価として支払われる金銭等を集めてはなりません。

(5) 公務員等の地位利用による関与等の禁止（法第22条の9）

政治資金パーティーの対価の支払については、国若しくは地方公共団体の一般職の公務員又は特定独立行政法人の職員は、その地位を利用して、政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求めたり、政治資金パーティーの対価の支払を受けたり、他の者がする政治資金パーティーの対価の支払に関与することは禁止されています。

IX 後援団体等の政治活動に関する文書図面の規制

選挙が行われていない平常時における政治活動については、次の文書図画を掲示することは原則として禁止されています。（公選法第143条）

- 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示する政治活動用文書図画
- 後援団体の政治活動のために使用される文書図画で、当該後援団体の名称を表示する政治活動用文書図画

ただし、以下の事項（１）～（４）については掲示することができます。

- （１）立札及び看板の類で下の表に掲げる総数の範囲内で、かつ、公職の候補者等又は後援団体の政治活動に使用する事務所ごとにその場所において通じて２以内に限り掲示されるもの

立札及び看板の類の規格は、縦150cm×横40cm以内（下の足の部分等も含む。）で、当該選挙を管理する選挙管理委員会が交付する「証票」を貼付したものを掲示しなければなりません。また、次のような制限があります。

- ア 自動車等に取り付けて掲示することはできません。
- イ 中に電灯を入れたあんどん形式のものは、立札・看板の類とは認められません。
- ウ この立札・看板の類は、選挙期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができます。ただし、選挙期間中の移動はできません。
- エ 事務所がない場所には掲示することができません。

【証票の交付申請の方法】

- ・下の表の区分に応じて、当該選管に備え付けてある証票交付申請書により、交付申請してください。
- ・後援団体が証票を交付申請するときは、当該後援団体に係る公職の候補者等の同意書を添付しなければなりません。
- ・衆議院比例代表と衆議院小選挙区選挙の重複立候補に係る候補者等及びその後援団体については、衆議院比例代表のみに係るものとみなされます。

選挙の種類		証票の枚数		証票交付申請先
		公職の候補者等	後援団体	
衆議院議員	小選挙区	10枚	15枚	県選挙管理委員会
	比例代表・九州選挙区	46枚 (ただし、1小選挙区には10枚以内)	69枚 (ただし、1小選挙区には15枚以内)	中央選挙管理会
参議院議員	選挙区	14枚	21枚	県選挙管理委員会
	比例代表	100枚 (ただし、県内には14枚)	150枚 (ただし、県内には21枚)	中央選挙管理会
県知事		14枚	21枚	県選挙管理委員会
県議会議員		6枚	6枚	
市長・市議会議員		6枚	6枚	当該市の選挙管理委員会
町長・町議会議員		4枚	4枚	当該町の選挙管理委員会

(2) 政治活動用ポスター

ただし、下記のようなポスターは掲示することができません。

- ア ベニア板・プラスチック板等で裏打ちされたもの
- イ 表面に掲示責任者、印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所（所在地）が記載されていないもの
- ウ 公職の候補者等又は後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するためのもの
- エ 下記の選挙ごとの一定期間内に、当該選挙区内に掲示するもの
 - ◎衆議院議員総選挙……任期満了の日の6月前の日又は解散の日の翌日から選挙期日まで
 - ◎参議院議員通常選挙……任期満了の日の6月前の日から選挙期日まで
 - ◎地方選挙……任期満了の日の6月前の日又は選挙事由が告示された日の翌日から選挙期日まで
 - ◎再選挙・補欠選挙……選挙事由が告示された日の翌日から選挙期日まで
- オ 選挙運動にわたると認められるもの

例えば、候補者等又は後援団体が行う演説会等の開催周知のために使用される裏打ちのないポスター等は、公職の候補者等の氏名や後援団体の名称が表示されていても、一般的には禁止の対象にはなりません。選挙運動にわたると認められるものは禁止されています。

なお、選挙運動にわたるとおおむね認められるものとして、次のようなものが考えられます。

- ◎ 演説会等のポスターに公職の候補者等が特定の選挙の立候補予定者である旨、政党等の公認である旨等を記載したもの
- ◎ 演説会の開催予定のないものや、演説会の開催予定の日より異常に早い時期に掲示されたもの、あるいは開催場所から異常に離れた場所に掲示されたもの、演説会の終了後も掲示されているもの
- ◎ 必要以上に大きなもの又は大量に掲示されたもの

(3) 政治活動のための演説会等の開催中その会場において使用されるもの

この場合には、すべての形態の文書図画を掲示することができます。

ただし、前述と同様に政治活動のために使用されるものでなければならず、選挙運動にわたるものであってはいけません。

(4) 選挙運動期間中、特に掲示が認められたもの（公選法第14章の3）

各種届出の記載例

政治団体設立届

令和 ○年 4月 1日

総務大臣 殿
長崎県選挙管理委員会

設立の日(2号団体は国会議員に係る公職の候補者から「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を受けた日)から7日以内に届け出ること。(持参提出)

政治団体の名称 **甲乙会**

事務所の所在地 **長崎市尾上町3番1号
甲乙ビル3階301号**

代表者が署名する場合は、押印不要です。

代表者の氏名 **山川 一郎**



政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

国会議員関係政治団体に該当する場合は下段部分も漏れなく記入すること。

名 称	(ふりがな) こう おつ かい 甲 乙 会				
政治団体の区分	<input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	国会議員関係政治団体の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体		
目 的	別紙のとおり	組 織 年 月 日	令和 ○年 3月 28日		
主たる事務所の所在地	(〒 850 - 0000) (電話 095-895-1111) 長崎市尾上町3番1号 甲乙ビル3階301号				
主たる活動区域	長崎県 会計責任者と会計責任者の職務代行者を兼ねることはできません。				
	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	選任年月日	電 話
代 表 者	(やまかわ いちろう) 山川 一郎	(〒 850 - 0000) 長崎市〇〇町〇番〇号	S37.5.20	RO. 3. 28	(095) 〇〇〇-〇〇〇〇
会 計 責 任 者	(おつ の じろう) 乙野 次郎	(〒 850 - 0000) 長崎市〇〇町〇番〇号	S33.7.2	RO. 3. 28	(095) xxx-xxxx
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者	(へい の さぶろう) 丙野 三郎	(〒 850 - 0000) 長崎市〇〇町〇番〇号	S42.12.24	RO. 3. 28	(095) ΔΔΔ-ΔΔΔΔ
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員(候補者等)				
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類			
	(ふりがな) やまかわ いちろう 山川 一郎	衆議院議員(候補者等)			

《適用がある団体》…政党、政治資金団体、国会議員・知事・県議会議員の後援団体 等
 ※政令指定都市以外の市町村長及び市町村議会議員の後援団体には適用がありません。
 課税上の優遇措置の適用を受ける団体のうち、国会議員の後援団体は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」、知事・県議会議員の後援団体は「被推薦書」を添付すること。

甲 乙 会 規 約

第1条（名称、所在地）注①

本会は、甲乙会と称し、主たる事務所を長崎市におく。

第2条（目的）注②

本会は、山川一郎氏を後援することにより県政の発展と県民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 2名、幹事 若干名、会計責任者 1名、監事 2名

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は、総会において選出する。
- 2 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）注③

本会の経費は、会費（年額〇, 〇〇〇円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）注④

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規則の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附 則 注⑤

本規約は、令和〇年3月28日から実施する。

設立届の中の「組織年月日」及び各役員「選任年月日」と一致すること。

(注意)

これは、後援会の場合の規約の見本であり、様式は必ずしもこれによる必要はありませんが、以下の事項は必ず定めるようにしてください。

- ① 名称及び所在地に関する規定
- ② 目的に関する規定
 - (ア) 後援会の場合は、被後援者の氏名の明記
 - (イ) 後援会以外の政治団体の場合は、政治的目的であることがはっきりわかる内容
- ③ 経費に関する規定（会費を徴収する場合等）
- ④ 会計年度に関する規定
- ⑤ 規約の実施年月日に関する規定（附則）

※本部の名称及び所在地、支部の名称に異動があった場合、届出書類に添付すること。

第20号様式（第12条関係）

政党の状況等に関する届

令和〇年〇月〇日

総務大臣 殿
長崎県選挙管理委員会

政党の支部の名称 **〇〇党長崎県△△市第一支部**

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	〇 〇 党
	主たる事務所の所在地	東京都××区〇〇町1番2号
	主たる活動区域	全 国
1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input checked="" type="checkbox"/>

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「□」内に「✓」を記入すること。

※政党の支部を設立する場合又は政党の支部の名称、所在地、活動区域に異動があった場合は、政党の本部から交付を受け、届出書類に添付すること。

第21号様式（第12条関係）

支部証明書

政党の支部の名称 **〇〇党長崎県△△市第一支部**

主たる事務所の所在地 **長崎県△△市××町123番地**

主たる活動区域 **長崎県△△市**

上記の支部は、本政党の**長崎県△△市**を単位として設けられる支部であることを証明する。

令和 〇年 〇月 〇日

政党の名称 **〇〇党**

主たる事務所の所在地 **東京都××区〇〇町1番2号**

代表者の氏名 **東京太郎**



(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「本政党の〇〇県〇〇市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

※課税上の優遇措置の適用を受けようとする国会議員関係政治団体（2号団体に該当）は添付すること。

第27号様式（第15条関係）

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 ○年 3月29日

政治団体の名称 **甲 乙 会**

代表者の氏名 **山川 一郎 殿**

公職の種類 **衆議院議員(候補者等)**

本人が署名する場合は、押印不要です。

氏 名 **山川 一郎**



住 所 **長崎市○○町○番○号**

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 ○年 3月28日から、該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄には、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体からの本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

※課税上の優遇措置の適用を受けようとする知事・県議会議員の後援団体は添付すること。

第8号様式（第2条関係）

被 推 薦 書

令和 ○年 7月 3日

政治団体の名称 **甲 乙 会**

代表者の氏名 **山 川 一 郎 殿**

公職の種類 **長崎県議会議員（現職）**

本人が署名する場合は、押印不要です。

氏 名 **山 川 一 郎**



住 所 **長崎市〇〇町〇番〇号**

私（私達）は、令和 ○年 7月 1日から貴団体からの推薦（支持）を受けています。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、県議会議員又は県知事の区分により、その職にある者にあつては「県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「県議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

※政治団体設立届の届出内容に異動が生じた場合は、すべて異動届が必要

第11号様式(第4条関係)

届出事項等の異動届

令和〇年7月5日

総務大臣 殿
長崎県選挙管理委員会

異動の日から7日以内に届け出ること。
(持参提出)
※「国会議員関係政治団体に該当する(該当しなくなった)旨の通知」の添付が必要な場合は、通知があった日から7日以内

政治団体の名称 **甲乙会**

異動後の所在地を記入。

事務所の所在地 **長崎市尾上町3番1号**

代表者の氏名 **山川 一郎**



代表者が署名する場合は、押印不要です。

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容に異動があったので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内 容			異動年月日
名 称	新	(ふりがな)		
	旧	該当しない項目に線を引き、削除すること。(印不要)		
主たる事務所の所在地	新	(〒 850 - 0000) (電話 095-000-0000) 長崎市尾上町3番1号		令和〇年 7月3日
	旧	長崎市江戸町2番13号 甲乙ビル3階301号		
区 分	(ふりがな)	住 所	生年月日	異動年月日
代 表 者	新	() (〒) (電話)		
	旧	電話番号、生年月日等の記入漏れがないように注意すること。		
会 計 責 任 者	新	(ていのしろう) (〒 852-0000) (電話 095-***-0000) 丁野 四郎 長崎市△△町△番△号	S42.2.12	令和〇年 7月1日
	旧	乙野 次郎 長崎市〇〇町〇番〇号	S13.7.2	
会計責任者の職務代行者	新	() (〒) (電話)		
旧				
異 動 事 項	内 容			異動年月日
国会議員関係政治団体の区分	新	国会議員関係政治団体以外の政治団体		令和〇年 7月1日
	旧	国会議員関係政治団体(1号団体かつ2号団体)		
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体の場合	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
	新	国会議員以外の公職の種類に異動した場合「新」は記入しない。		
旧	衆議院議員(候補者等)			
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体の場合	公 職 の 候 補 者 の 氏 名		公 職 の 候 補 者 に 係 る 公 職 の 種 類	
	新	(ふりがな)	新	
旧	山川 一郎		旧	衆議院議員(候補者等)
異 動 事 項	内 容			異動年月日
そ の 他	新	綱領、党則、規則等の異動、課税上の優遇措置の異動、活動区域の異動等 上記以外の届出事項の異動について記載。		
	旧			

※国会議員関係政治団体（2号団体）に該当しなくなった場合は添付すること。（解散の場合は不要）

第28号様式（第15条関係）

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 ○年 7月 3日

政治団体の名称 **甲 乙 会**

代表者の氏名 **山川 一郎 殿**

過去の公職の種類 **衆議院議員（候補者等）**

本人が署名する場合は、押印不要です。

氏 名 **山川 一郎**



住 所 **長崎市○○町○番○号**

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は、令和 ○年 7月 1日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「過去の公職の種類」欄は、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなる前の公職の種類について、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にあった者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとしていた者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄には、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

政治団体解散届

令和 Δ 年 2月 28日

総 務 大 臣
殿
長 崎 県 選 挙 管 理 委 員 会

解散した日から30日以内（国会議員関係政治団体は60日以内）に届け出ること。

政治団体の名称 甲 乙 会

事務所の所在地 長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 山 川 一 郎

会計責任者の氏名 丁 野 四 郎



本人が署名する場合は、押印不要です。

令和 Δ 年 2月 1日に解散をしたので、政治資金規正法第 17 条第 1 項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出の場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体が法第 6 条第 1 項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第 17 条第 1 項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

解散日までの収支報告書を一緒に提出。

資金管理団体指定届

総務大臣 殿
長崎県選挙管理委員会

令和 ○年 4月 1日

指定の日から7日以内に届け出ること。

公職の種類 **衆議院議員 長崎県第○区選挙区**
(候補者となろうとする者)

本人が署名する場合は、押印不要です。

氏名 **山 川 一 郎**



住所 **長崎市○○町○番○号**

令和 ○年 3月28日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

- 資金管理団体の名称 **甲 乙 会**
- 主たる事務所の所在地 **長崎市尾上町3番1号**
- 代表者の氏名 **山 川 一 郎**

自らが代表者であること。

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ○年 4月 1日

本人が署名する場合は、押印不要です。

氏名 **山 川 一 郎**



(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 公職の候補者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあっては「衆議院議員 長崎県第○区選挙区（現職）」、その職の候補者にあっては「衆議院議員 九州選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあっては「長崎県議会議員 ○○選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。

資金管理団体届出事項の異動届

令和〇年 7月 5日

総務大臣
長崎県選挙管理委員会

殿

異動の日から7日以内に届け出ること。

本人が署名する場合は、押印不要です。



氏名 山川 一郎

住所 長崎市〇〇町〇番〇号

資金管理団体の名称 甲乙会

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内 容		異動年月日
公職の種類	新	長崎県議会議員(現職)	令和〇年 7月1日
	旧	衆議院議員 長崎県第〇区選挙区(候補者となろうとする者)	
資金管理団体の名称	新		
	旧		
主たる事務所の所在地	新	長崎市尾上町3番1号	令和〇年 7月3日
	旧	長崎市江戸町7番26号 〇〇ビル1階	
代表者の氏名	新	代表者が改姓した場合等	
	旧		

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 〇年 7月 5日

本人が署名する場合は、押印不要です。

氏名 山川 一郎



(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

資金管理団体指定取消届

令和 Δ 年 2月 6日

↑
指定の取消しの日から7日以内に届け出ること。

総務大臣
殿
長崎県選挙管理委員会

本人が署名する場合は、押印不要です。

氏名 山川 一郎



住所 長崎市〇〇町〇番〇号

令和 Δ 年 2月 1日に下記の政治団体に対する資金管理団体としての指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称 **甲乙会**
- 2 主たる事務所の所在地 **長崎市尾上町3番1号**

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 Δ 年 2月 6日

本人が署名する場合は、押印不要です。

氏名 山川 一郎



(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

第25号様式（第14条関係）

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 Δ 年 2月 6日

総務大臣
殿
長崎県選挙管理委員会

(備考)の理由により資金管理団体でなくなった日から7日以内に届け出ること。

本人が署名する場合は、押印不要です。



新しい代表者で届出をする。
※届出事項の異動届（代表者の異動届）も併せて提出。

氏名 山川 花子

住所 長崎市〇〇町〇番〇号

(備考)の理由を記入。

下記の政治団体は、令和 Δ 年 2月 1日に（資金管理団体の届出をした者が死亡したこと）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称 **甲乙会**
- 2 主たる事務所の所在地 **長崎市尾上町3番1号**

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 Δ 年 2月 6日

本人が署名する場合は、押印不要です。

氏名 山川 花子



(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 ()には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、この届出は新たに選任された代表者が行い、()には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

収支報告書（会計帳簿）

収入・支出項目の分類基準表

収入

項目	内容	
1 党費又は会費	個人が負担する党費又は会費（規約等で定めている金額）の合計金額及び納付した者の実人員。なお、「法人その他の団体」からのものは寄附となる。	
2 寄附	(1) 個人	個人からの寄附。
	(2) 法人その他の団体	法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む寄附。
	(3) 政治団体	設立届出のある政治団体からの寄附。
	(4) 政党匿名寄附	政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される講演会若しくは集会において受けた1,000円以下の寄附。
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	機関紙や機関紙誌の発行収入、政治資金パーティー開催収入、催物の事業収入、会合等での臨時会費や新年会・忘年会の会費収入。具体的には「〇〇機関紙」・「〇〇政治資金パーティー開催」・「〇〇講演会会費」等細分のうえ記載する（この収入に対応する支出は「機関紙誌の発行その他の事業費」にそれぞれ分類して記載。）。	
4 借入金	個人あるいは金融機関等からの借入金。	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	本部から支部への交付金（還付金）、支部から本部への納付金又は支部（他都道府県を含む。）間の交付金の額。	
6 その他の収入	預金利子等、上記以外の収入。	

支出

項目別区分	費目	内容	
1 経常経費	(1) 人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当、通勤手当・住居手当その他各種手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。	
	(2) 光熱水費	電気代、ガス代、水道使用料	
	(3) 備品・消耗品費	備品購入費、消耗品購入費	
	(4) 事務所費	事務所家賃、電話使用料、切手購入費、修繕料	
2 政治活動費	(1) 組織活動費	大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費	
	(2) 選挙関係費	公認推薦料、陣中見舞、選挙対策費	
	3 機関紙誌の発行その他の事業費	ア 機関紙誌の発行事業費	給与、材料費、印刷費、荷作発送費、原稿料
		イ 宣伝事業費	遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費
		ウ 政治資金パーティーの開催事業費	会場借上費、記念品代、講演諸経費
		エ その他の事業費	新年会開催費、講演会開催費、バザー開催費、バス旅行会開催費
	(4) 調査研究費	研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代	
(5) 寄附・交付金	寄附金、賛助金、支部交付金、負担金		
(6) その他の経費	借入金返済、貸付金		

● 国会議員関係政治団体の場合

- 人件費を除く経常経費及び政治活動費は、1件当たりの金額が1万円超の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び支出年月日を記載すること。
- 支出は、上記の例示（区分）により、項目別区分欄に「光熱水費（電気代）」、「組織活動費（大会費）」というように小分類し、それぞれ別業とする。
- 収支報告書を提出する際には、領収書等の写しを提出すること（人件費を除く経常経費及び政治活動費に係る1万円超の支出についてすべて必要。）。なお、領収書等の写しは、支出項目順に綴じ、収支報告書とは別にして1部提出すること。

● 資金管理団体の場合

- 人件費を除く経常経費及び政治活動費は、1件当たりの金額が5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び支出年月日を記載すること。
- 支出は、上記の例示（区分）により、項目別区分欄に「光熱水費（電気代）」、「組織活動費（大会費）」というように小分類し、それぞれ別業とする。
- 収支報告書を提出する際には、領収書等の写しを提出すること（人件費を除く経常経費及び政治活動費に係る5万円以上の支出についてすべて必要。）。なお、領収書等の写しは、支出項目順に綴じ、収支報告書とは別にして1部提出すること。

● その他の政治団体の場合

- 政治活動費は、1件当たりの金額が5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び支出年月日を記載すること。
- 支出は、上記の例示（区分）により、項目別区分欄に「組織活動費（大会費）」というように小分類し、それぞれ別業とする。
- 収支報告書を提出する際には、領収書等の写しを提出すること（政治活動費に係る5万円以上の支出についてすべて必要。）。なお、領収書等の写しは、支出項目順に綴じ、収支報告書とは別にして1部提出すること。

第 13 号 様 式 (第 6 条 関 係)

1 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何 々			
	2 何 々			
	⋮			
	⋮			
	合 計			
2の1 寄附（政党匿名寄附を除く。）				
(1) 個人からの寄附	1 何 々			
	2 何 々			
	⋮			
	⋮			
	小 計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何 々			
	2 何 々			
	⋮			
	⋮			
	小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何 々			
	2 何 々			
	⋮			
	⋮			
	小 計			
	小 計			
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)				
(1) 個人によるもの	1 何 々			
	2 何 々			
	⋮			
	⋮			
	小 計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何 々			
	2 何 々			
	⋮			
	⋮			
	小 計			
(3) 政治団体によるもの	1 何 々			
	2 何 々			
	⋮			
	⋮			
	小 計			
	小 計			
	(合 計)			
2の2 政党匿名寄附	1 何 々			
	2 何 々			
	⋮			
	⋮			
	合 計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業				

	1	何々			
	2	何々			
		⋮			
		小計			
(2) 政治資金パーティー開催事業	1	何々			
	2	何々			
		⋮			
		小計			
(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)	(1)	何々			
ア 個人からの対価の支払	①	何々			
	②	何々			
		⋮			
イ 法人その他の団体からの対価の支払	①	何々			
	②	何々			
		⋮			
ウ 政治団体からの対価の支払	①	何々			
	②	何々			
		⋮			
		計			
(政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるものの内訳)	①	何々			
ア 個人によるもの	②	何々			
		⋮			
イ 法人その他の団体によるもの	①	何々			
	②	何々			
		⋮			
ウ 政治団体によるもの	①	何々			
	②	何々			
		⋮			
		(内訳の計)			
	(2)	何々			
		⋮			
		(内訳の計)			
(3) その他の事業	1	何々			
	2	何々			
		⋮			

4 借入金	小 計			
	1 何々			
	2 何々			
	合計			
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	小 計			
	1 何々			
	2 何々			
	合計			
6 その他の収入	小 計			
	1 何々			
	2 何々			
	合計			
収入の総額				

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考	
項目	摘要					
1 経常経費 (1) 人件費	1 何々					
	2 何々					
		合計				
	(2) 光熱水費	1 何々				
		2 何々				
			合計			
	(3) 備品・消耗品費	1 何々				
		2 何々				
			合計			
	(4) 事務所費	1 何々				
		2 何々				
			合計			
	2 政治活動費 (1) 組織活動費	1 何々				
2 何々						
		合計				
		合計				
1 何々						
2 何々						
		合計				
		合計				
1 何々						
2 何々						
		合計				
		合計				

3 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等 に係る金 銭等の金 額 (b)	収入金額 (a)－ (b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何々々 2 何々々 ……							
2 国債証券等	1 何々々 2 何々々 ……							
3 金銭信託	1 何々々 2 何々々 ……							

(記載要領)

1 収入簿

(1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、すべての収入を記載すること。

なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

(2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。

(3) すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。

(4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。

(5) 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下(7)を除き、1において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22の5第1項本文に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を記載すること。

なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」には含めないこと。

ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。

なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「㊦ 甲野太郎」というように記載すること。

また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。

ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。

- (6) 寄附のうち、寄附のあつせんをされたものについては、寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。
- (7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載すること。
- (8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑紙」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分したうえで記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。

また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。

なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。

なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。

- (ア) 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。
- (イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- (ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（東京都支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

- (9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。
- (10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金のコ額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。
- (11) その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託（丙信託会社）運用益」というように記載すること。
- (12) 収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

2 支出簿

- (1) 支出簿には、この様式に定める区分にしたがい、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。
- なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。
- なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。
- (3) すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。
- (4) すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」）（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「交 甲党乙支部」）というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。
- ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
- イ 光熱水費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

- ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
- エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(6) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

- ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
- イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- ウ 機関紙誌の発行その他の事業費
 - (ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
 - (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
 - (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
 - (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
- オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
- カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

(7) 支出簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

(8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

3 運用簿

(1) 運用簿には、この様式に定める区分にしたがい、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。

なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

(2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。

- (3) 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本補てんの契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。
- (4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。
- (5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいう。
- (6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- また、これを払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

- (9) 運用簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

収 支 報 告 書 記 載 例

※ この表は必ず提出してください。

(その1)

収 支 報 告 書

こ う お つ か い

甲 乙 会

令和 4 年分

1 政治団体の名称 <small>(ふりがな)</small> 2 主たる事務所の所在地 3 代表者の氏名 4 会計責任者の氏名	甲 乙 会 長崎市尾上町3番1号 甲川 一郎 乙野 次郎	政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政 党 <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部 <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
		活動区域の区分 <input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 <input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内
事務担当者 氏名 <u>丙野 三郎</u> 電話 <u>(095) 824-1111</u> 氏名 _____ 電話 _____ 受付欄	資金管理団体の指定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 公職の種類 <u>衆議院議員</u> 資金管理団体の届 出をした者の氏名 <u>甲川 一郎</u>	国会議員関係政治団体の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 <u>甲川 一郎</u> 公職の種類 <u>衆議院議員</u>
	資金管理団体の指定の期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

該当する
区分に
「レ」をつ
けてくださ

記載内容に不備がある場合の便宜を図るため、直接連絡のつく
担当者氏名及び電話番号を記載してください。

「国会議員関係政治団体」の届
出をしている団体のみ記載して
ください。(その他の政治団体や欄
に斜線がある場合は、記載不要)

資金管理団体の指定の有無

資金管理団体として指定していない場合は、 無 とだけ記載し「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」及び「住所」は記載しないでください。(「公職の種類」等に斜線がある場合も記載不要)

資金管理団体の指定の期間

資金管理団体であった期間が当該年の一部分である場合に資金管理団体であった期間を記載してください。
年を通して (R4.1.1 ~ R4.12.31) 資金管理団体の指定を行っていた場合は記載不要です。
(欄に斜線がある場合も記載不要)

- 例1) 令和4年4月5日に資金管理団体の指定を行った(設立と同時の場合も同様)。
「令和4年4月5日から令和4年12月31日まで」
- 例2) 令和4年4月5日に資金管理団体の指定を取り消した(解散と同時の場合も同様)。
「令和4年1月1日から令和4年4月5日まで」

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

国会議員関係政治団体であった期間が当該年の一部分である場合に国会議員関係政治団体であった期間を記載してください。
年を通して (R4.1.1 ~ R4.12.31) 国会議員関係政治団体であった場合は記載不要です。
(欄に斜線がある場合も記載不要)

- 例1) 令和4年4月5日に国会議員関係政治団体になった。(1号団体、1号団体かつ2号団体に該当する政治団体は
国会議員関係政治団体に該当することになった日、2号団体は届出をした日が適用開始日となる。)
「令和4年4月5日から令和4年12月31日まで」
- 例2) 令和4年4月5日に国会議員関係政治団体でなくなった。
「令和4年1月1日から令和4年4月5日まで」

◎様式(その1)、(その2)、(その17)、(その20)は、収入・支出、資産等がない団体にあっても必ず提出してください。

〔本年の収入額〕は2、の(1)～(6)の合計と一致。

※ この表は、必ず提出してください。

前年の報告書を確認のうえ記載してください。
繰越がない場合は、「0」として下さい。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	44,215,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	44,215,000
支 出 総 額	25,797,360
翌年への繰越額	18,417,640

支出総額は、様式(その13)の合計の欄と一致。

2 収入項目別金額の内訳

党費又は会費を納入した実人数を記載してください。

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	1,890,000
員 数	105

法人その他の団体が負担する党費又は会費は「寄附」の欄に記載してください。

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附※)	4,300,000 0	個人からの寄附の内数です。
(イ) 法人その他の団体からの寄附	2,370,000	
(ウ) 政治団体からの寄附	9,200,000	(ア)～(ウ)の計を記載してください。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1,587,000	寄附合計額の内数です。
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	1,587,000	

※ 特定寄附:公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を自らの資金管理団体に対してする寄附。
なお、この寄附については、寄附に関する個別制限は適用されない。

(その5)

この記載はあくまで便宜上の記載例であり、本来は、その政治団体の本部又は支部からの交付金について記載してください。

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
〇〇〇本部	1,000,000	4.4.30	〇〇市〇〇町〇〇番地	
〃	1,000,000	4.10.30	〃	
この頁の小計	2,000,000			
合計	2,000,000			

(その6)

(6) その他の収入

摘要	金額	備考
T銀行預金利子	50,000	4.9.16
〃	50,000	〃
この頁の小計	100,000	
1件10万円未満のもの	55,000	
合計	155,000	

同一銀行の同一種類(定期・普通等)の預金は、証書番号が異なっても1件として、その合計額が10万円以上であれば記載してください。

1件10万円以上のものについてのみ内訳を記載し、10万円未満のものについては、その合計金額を一括して記載してください。

同一の者(個人、法人・その他の団体、政治団体)からの寄附で年間5万円を超えるものの内訳を記載してください。
5万円以下の寄附については、その合計額を「その他の寄附」欄に記載してください。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備考
甲川一郎	800,000	4.1.3	長崎市〇〇町〇番〇号	衆議院議員	
〃	500,000	4.5.20	〃	〃	
A野太郎	200,000	4.2.15	〇〇市〇〇町〇番地	A会社社長	
〃	400,000	4.7.15	〃	〃	
B野三郎	500,000	4.7.20	〇〇郡〇〇町〇番地	B商店店主	
〃	1,000,000	4.11.30	〃	〃	
C野四郎	800,000	4.12.10	東京都〇〇区〇〇町〇番〇号	C会社役員	
D野五郎	60,000	4.12.20	〇〇市〇〇町〇番地	D商店店主	
	同一の者は、年間150万円までしか寄附できません。				
	年間5万円以下の寄附については明細を記載する義務はありませんが、 課税上の優遇措置を受ける場合には記載が必要です。 (政党又は課税上の優遇措置があるその他の政治団体に限る。)				
この頁の小計	4,260,000				
その他の寄附	40,000		様式(その2)の個人からの寄附額と合致します。		
合計	4,300,000				

法人その他の団体等は、政党・政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附は
いっさい禁止されています。
ここに記載しているのはあくまで便宜上の記載例であり、以下の法人・その他の団体が
資金管理団体に対して寄附ができることを示しているものではありません。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	法人・その他の団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備考
A 株式会社	500,000	4.1.31	東京都〇〇区〇〇町〇番〇号	A野太郎	
B 株式会社	500,000	4.1.31	〇〇市〇〇町〇番〇号	甲野次郎	
a 協会	400,000	4.2.12	〇〇市〇〇町〇番〇号	a野太郎	
〃	100,000	4.10.1	〃	〃	
丙 株式会社	80,000	4.10.10	〇〇郡△△町大字〇〇〇	丙野太郎	
B 有限会社	500,000	4.10.15	福岡市〇〇区〇〇町〇番地	B野次郎	
この頁の小計	2,080,000				
その他の寄附	290,000		様式(その2)の法人その他の団体からの寄附額と合致します。		
合計	2,370,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経常経費		
(1) 人件費	1,955,000	
(2) 光熱水費	120,000	
(3) 備品・消耗品費	266,000	
(4) 事務所費	796,000	
小 計	3,137,000	経常経費(1)~(4)の計を記載してください。
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	2,000,000	50,000
(2) 選挙関係費	3,050,000	この欄にはア~エの計を記載してください。
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	16,084,350	ア~エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	2,160,000	
イ 宣伝事業費	1,876,350	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	11,648,000	
エ その他の事業費	400,000	
(4) 調査研究費	125,500	
(5) 寄附・交付金	400,000	200,000
(6) その他の経費	1,000,510	政治活動費(1)~(6)の計を記入してください。
小 計	22,660,360	250,000
合 計	25,797,360	

当該政治団体の本部又は支部に対してなされた支出のうち、当該政治団体からその本部又は支部への「交付金」として支出されたものについては、項目（組織活動費、選挙関係費、……その他の経費）ごとに備考欄に内書きするとともに、(その16)に内訳を記載してください。

(その13)の person fee を除く経常経費の項目別にそれぞれ別表としてください。

(その14) 経常経費(人件費を除く)の内訳

- この表は資金管理団体と国会議員関係政治団体のみが対象であり、それ以外の政治団体は記載不要です。
- 資金管理団体の指定又は国会議員関係政治団体の特例規定の適用を受けている期間が当該年の一部分である場合は、その指定又は適用を受けていた期間に行った支出について記載してください。
- 人件費を除く1件5万円以上(国会議員関係政治団体については1万円を超える額)の経常経費の支出について内訳を記載し、領収書の写しを別冊として添付してください。
- 1件5万円未満(国会議員関係政治団体については1万円以下)の支出は、その合計額を「その他の支出」欄に記載してください。
- 領収書等の写しの形式については、必ず複写形式(コピー)としてください。

(その14) ※ 国会議員関係政治団体又は資金管理団体のみ記載 ↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分		<input checked="" type="checkbox"/> 光熱水費	<input type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
○月分電気使用料	11,150	4.7.15	〇〇電力株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地		
○月分電気使用料	21,350	4.8.15	〃	〃		
1件当たり5万円未満(国会議員関係政治団体については1万円以下)の支出は記載不要です。下段の「その他の支出」に合計額をまとめて記載してください。						
この頁の小計	32,500				1件5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円超)の支出の合計額(内訳は上記)	
その他の支出	87,500				1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出の合計額	
合計	120,000					

(その14) ※ 国会議員関係政治団体又は資金管理団体のみ記載 ↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分		<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input checked="" type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
事務所机購入	63,000	4.2.1	〇〇株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番地		
事務用紙購入	52,500	4.3.2	〇〇有限会社	〇〇市〇〇町〇〇番地		
この頁の小計	115,500				(注1) 国会議員関係政治団体又は資金管理団体のみ記載し、国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。	
その他の支出	150,500				(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載すること。	
合計	266,000					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (大会費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷代	200,000	4.10.1	〇〇印刷株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
資料印刷代	560,000	"	"	"	
会場借上費	100,000	4.11.8	〇〇会館	〇〇市〇〇町〇〇番地	
出張旅費	50,000	4.11.10	甲乙会A支部	〇〇市〇〇町〇〇番地	
この頁の小計	910,000				
その他の支出	90,000				
合計	1,000,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 選挙関係費 (推薦料)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
推薦料	600,000	4.10.1	A山一郎	〇〇郡〇〇町〇〇番地	
"	600,000	"	B山二郎	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
"	600,000	"	C山三郎	〇〇市〇〇町〇〇番地	
"	600,000	"	D山四郎	〇〇市〇〇町〇〇番地	
"	600,000	"	E山五郎	〇〇市〇〇町〇〇番地	
この頁の小計	3,000,000				
その他の支出	50,000				
合計	3,050,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (甲機関紙原稿料)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
原稿料	50,000	4.1.25	H野次郎	〇〇市〇〇町〇〇番地	
"	50,000	4.4.10	I野三郎	仙台市〇〇区〇〇町〇〇番地	
"	50,000	4.7.10	J野四郎	札幌市〇〇区〇〇町〇〇番地	
"	50,000	4.10.10	K野五郎	大阪市〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計	200,000				
その他の支出	0				
合計	200,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (甲機関紙印刷費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷費	200,000	4.2.5	〇〇印刷株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
"	200,000	4.5.1	"	"	
"	200,000	4.8.1	"	"	
"	200,000	4.11.1	"	"	
この頁の小計	800,000				
その他の支出	0				
合計	800,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (乙機関雑誌印刷費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷費	100,000	4.2.5	〇〇印刷株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
"	100,000	4.5.1	"	"	
"	100,000	4.8.1	"	"	
"	100,000	4.11.1	"	"	
この頁の小計	400,000				
その他の支出	0				
合計	400,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (乙機関雑誌発送費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
発送費	50,000	4.2.15	〇〇郵便局	長崎市〇〇町〇〇番〇号	
"	50,000	4.5.10	"	"	
"	50,000	4.8.10	"	"	
"	50,000	4.11.10	"	"	
この頁の小計	200,000				
その他の支出	0				
合計	200,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 (自動車購入・維持費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ライトバン購入費	1,000,000	4.1.25	〇〇自動車販売	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
自動車取得税	50,000	"	〇〇振興局税務部	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
この頁の小計	1,050,000				
その他の支出	226,350				
合計	1,276,350				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 (ポスター作成費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷費	500,000	4.11.30	〇〇印刷株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
発送費	100,000	4.12.10	〇〇郵便局	長崎市〇〇町〇〇番〇号	
この頁の小計	600,000				
その他の支出	0				
合計	600,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 政治資金パーティー開催事業費(〇〇パーティー)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷代	50,000	4.1.30	〇〇印刷株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
会場借上費	1,500,000	4.7.20	〇〇ホテル	長崎市〇〇町〇〇番〇号	
食事代	1,875,000	"	"	"	
講師謝礼	50,000	"	T野U郎	福岡市〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計	3,475,000				
その他の支出	13,000				
合計	3,488,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 政治資金パーティー開催事業費(〇〇君を励ます会)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷代	150,000	4.8.25	〇〇印刷株式会社	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
案内状送代	200,000	4.9.1	〇〇郵便局	長崎市〇〇町〇〇番〇号	
会場借上費	4,000,000	4.10.25	〇〇会館	〇〇市〇〇町〇〇番地	
食事代	3,675,000	"	"	"	
講師謝礼	50,000	"	P野Q郎	横浜市〇〇区〇〇町〇番地	
"	50,000	"	R野S郎	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
この頁の小計	8,125,000				
その他の支出	35,000				
合計	8,160,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (寄附)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附	100,000	4.3.31	C政治団体	〇〇郡〇〇町〇〇番地	
"	100,000	4.6.30	D政治連盟	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
この頁の小計	200,000				
その他の支出	0				
合計	200,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部交付金)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金	100,000	4.3.31	甲乙会E支部	〇〇郡〇〇町〇〇番地	
"	100,000	4.6.30	甲乙会B支部	〇〇市〇〇町〇〇番地	
この頁の小計	200,000				
その他の支出	0				
合計	200,000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 其他の経費 (借入金返済)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
借入金返済	1,000,000	4.12.10	×銀行	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
この頁の小計	1,000,000				
その他の支出	510				
合計	1,000,510				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、それ以外の政治団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
組織活動費	50,000	4.11.10	甲乙会A支部	〇〇市〇〇町〇〇番地	
寄附・交付金	100,000	4.3.31	甲乙会E支部	〇〇郡〇〇町〇〇番地	
	100,000	4.6.30	甲乙会B支部	〇〇市〇〇町〇〇番地	
この頁の小計	250,000				
合計	250,000				

※ この表は必ず提出してください。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領 収 書 等 の 写 し
- 2 監 査 意 見 書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政 治 資 金 監 査 報 告 書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この日付は必ず記入してください。
ここには、収支報告書への記入が完了した日を
記載してください。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令 和 5 年 3 月 1 日

政 治 団 体 の 名 称 甲 乙 会

会 計 責 任 者 の 氏 名 乙 野 次 郎

乙
野 印

(代 表 者 の 氏 名

(印))

政治団体の解散に伴い収支報告書を提出される場合、解散した年の1月1日から
解散日までの間の収支報告書(その20)宣誓書には、会計責任者だけでなく、
代表者も記名押印又は署名をしてください。

★ 令和4年12月31日現在(解散分の収支報告書である場合は解散日現在)で国会議員関係政治団体である場合は、
収支報告書提出に際し、あらかじめ登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、登録政治資金監査人が作成する
「政治資金監査報告書」を添付して提出してください。

(注) 収支が0円であっても、政治資金監査を受ける必要があります。

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘 要

政治団体の名称

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限り。）と併せて提出すること。

(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

収支報告書により報告された寄附を記入すること。
(寄附金の額には¥を付けてください。)

(寄附をした者)

氏名	A 野 次 郎							
住所	長 崎 県 ○ ○ 市 △ △ 町 □ □							
寄 附 金 の 額		百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	6	0	0	0	0	0	0
寄 附 年 月 日	令 和 年 月 日							

(寄附を受けた団体)

数回に分けて寄附を受けた場合には記入不要。下段の内訳に記入すること。

名 称	甲 乙 会	
所 在 地	長 崎 市 尾 上 町 3 番 1 号	
団 体 の 区 分 〔 いくれか該当するもの番号を○で表示 〕	政党又は政治資金団体 〔 租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号 〕	左記以外の特定の政治団体 〔 租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号 〕
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は 主要な構成員である国会 議員の氏名	該当するものに○
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 〔 同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。 〕	(1) その団体が推進し又は 支持する者の氏名 (2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	山 川 一 郎 選挙 令和 年 月 日

(寄附を受けた個人)

現職の場合は記載不要

公 職 の 候 補 者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住 所		

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
□・2・15	200,000 円	・ ・	円	・ ・	円
□・10・15	400,000 円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

収支報告書記載要領

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。
- 3 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。

なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

4 様式（その1）について

- (1) 「政治団体区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「レ」を記入すること。
- (2) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「レ」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「レ」を記入すること。

さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。

この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員長崎県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては「衆議院議員長崎県第〇区選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては「長崎県議会議員乙郡選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。

なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法19条の9の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。

- (3) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。

また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。

なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

- (4) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入すること。

さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。

この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載し、同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

- (5) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。

この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載すること。

また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

5 様式（その2）について

- (1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。
- (2) 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。（3）及び12において同じ。）を除く。12を除き、以下同じ。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものと

し、寄附のうち寄附のあつせんに係るものについては、その総額を記載すること。

なお、個人からの寄附のうち、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。

また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(3) 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。

6 様式（その3）について

(1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。

(2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑紙」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、「その他の催物事業」というように記載すること。

(3) 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

7 様式（その4）について

借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし、その記載の方法は、例えば、「甲銀行（乙支店）」というように具体的に借入先を記載すること。

8 様式（その5）について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

9 様式（その6）について

(1) その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。）については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあっては、一括してその合計金額を記載すること。

(2) 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載すること。

10 様式（その7）について

(1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。

(4)において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

- (2) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- (3) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊦ 甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
- (4) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
- (5) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

11 様式（その8）について

同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は10に準じて記載すること。なお、年間5万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないこと。

12 様式（その9）について

政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「長崎市〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「長崎市〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。

13 様式（その10）について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。
- (2) 特定パーティー開催団体以外の政治団体にあつては、当該特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。
- (3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

14 様式（その11）について

- (1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（特定パーティー開催団体以外の政治団体にあつては、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。（1）及び15において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超え

るものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別業とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。

特定パーティー開催団体以外の政治団体にあつては、当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受された収入のうち当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。

なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

- (2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別業とすること。

なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。

15 様式（その12）について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は14に準じて記載すること。

なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

16 様式（その13）について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(1) 経常経費

- | | |
|-----------|---|
| ア 人件費 | 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。 |
| イ 光熱水費 | 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。 |
| ウ 備品・消耗品費 | 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。 |
| エ 事務所費 | 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。 |

(2) 政治活動費

- ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
- イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- ウ 機関紙誌の発行その他の事業費
- (ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
- (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
- (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
- (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
- オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。
- カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

17 様式（その14）について

- (1) 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- したがって、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
- (2) 人件費以外の経常経費は、16の(1)のイからエまでの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- (3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあっては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあっては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、

「事務用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあつては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

- (4) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されて期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

18 様式（その15）について

- (1) 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- (2) 政治活動費は、16の(2)のアからカまでの基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別業とすること。
- (3) 記載の要領については、次のとおりとすること。
- ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
- イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
- ウ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

19 様式（その16）について

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、16に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

20 様式（その17）について

12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。21において同じ。）又

は貯金（普通貯金を除く。21において同じ。）、「金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金という。21において同じ。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「レ」を記入すること。

21 様式（その18）について

(1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

- ア 土地 土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「長崎市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
- イ 建物 建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「長崎市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
- ウ 建物の所有を目的とする
地上権又は
土地の賃借権 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「長崎市〇〇町1丁目1号1号（地上権）」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
- エ 動産 取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。
- オ 預金又は貯金 預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。
- カ 金銭信託 金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。
- キ 有価証券 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債（額面100万円）」、「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように記載すること。
- ク 出資による権利 出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。
- ケ 貸付金 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載すること。
- コ 敷金 支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載すること。

- サ 施設の利用に 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、
 関する権利 対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の
 要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」と
 いうように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会
 員制スポーツクラブ」というように記載すること。
- シ 借入金 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先
 ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行
 (乙支店)」というように記載すること。

(2) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日（法第3条第1項各号又は法第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあつては、法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいう。以下同じ。）前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。

また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

(3) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

(4) (1)アからエまで、キ及びサの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。

また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

(5) (1)ク及びコの資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

22 様式（その19）について

- (1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（21の(1)のアからウまでの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。
 なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

ア 土地 土地については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表

者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。

この場合において、「摘要」欄には、所在を「長崎市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

イ 建物

建物については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。

この場合において、「摘要」欄には、所在を「長崎市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。

この場合において、「摘要」欄には、所在を「長崎市〇〇町1丁目1番1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に

供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあつては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。
- (4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

23 法第18条の2第1項の規定による政治団体について

- (1) 政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係るすべての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額及び以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。
- (2) 様式（その1）については次のように記載すること。
 - ア 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「レ」を記入すること。
 - イ 特定パーティー開催団体にあつては、当該特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「（令和 年 月 日開催分）」の箇所に記載すること。

24 この報告書を提出する際には、政党（政党の支部を除く。）又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては領収書等の写しを提出すること。

なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

各種樣式集

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
長崎県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

(印)

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称	(ふりがな)				
政治団体の区分	<input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	国会議員関係区分	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体		
目的	別紙のとおり	組織年月日	令和 年 月 日		
主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話)				
主たる活動区域					
	(ふりがな) 氏名	住所	生年月日	選任年月日	電話
代表者	()	(〒 -)			
会計責任者	()	(〒 -)			
会計責任者の職務代行者	()	(〒 -)			
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類				
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類			
	(ふりがな)				

(備考)

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2. 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部)何々」の例により記載すること。
3. 「□」内には、該当するものに「レ」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「レ」を記入すること。
4. 「組織年月日」の欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
5. 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「長崎市〇〇町〇番〇〇号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
6. 「主たる活動区域」の欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば「長崎市〇〇町〇番〇〇号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
7. 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項の各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
8. 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
9. 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
10. 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

政党の状況等に関する届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
長崎県選挙管理委員会

政党の支部の名称

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	主たる活動区域	
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「□」内に「✓」を記入すること。

支 部 証 明 書

政党の支部の名称

主たる事務所の所在地

主たる活動区域

上記の支部は、本政党の支部（何々を単位として設けられる支部）であることを証明する。

令和 年 月 日

政党の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

⑩

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の〇〇県〇〇市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

氏 名 ㊞

住 所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体に令和 年 月 日から、該当するため同法第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定による届出をする必要があるので、同法第 19 条の 8 第 1 項の規定により通知します。

（備考）

- 1 この様式の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄には、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体からの本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

被 推 薦 書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

氏 名 ⑩

住 所

私（私達）は、令和 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、長崎県議会議員又は長崎県知事の区分により、その職にある者にあつては「長崎県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「長崎県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「長崎県議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

届出事項等の異動届

令和 年 月 日

総 務 大 臣 殿
長 崎 県 選 挙 管 理 委 員 会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

(印)

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
{ 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、同法第7条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

異 動 事 項		内 容			異動年月日
名 称	新	(ふりがな)			
	旧				
主たる事務所の所在地	新	(〒 -) (電話)			
	旧				
区 分		(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	異動年月日
代 表 者	新	()	(〒 -) (電話)		
	旧				
会 計 責 任 者	新	()	(〒 -) (電話)		
	旧				
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者	新	()	(〒 -) (電話)		
	旧				
異 動 事 項		内 容			異動年月日
国会議員関係政治団体の区分	新				
	旧				
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体の場合		代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
	新				
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体の場合		公 職 の 候 補 者 の 氏 名		公 職 の 候 補 者 に 係 る 公 職 の 種 類	
	新	(ふりがな)		新	
そ の 他	新				
	旧				

(備考)

1. この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2. 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
3. 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体あつては、その代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
4. 法第19条の7第1項第2号にかかる国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
5. 政治団体設立届の提出の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

氏 名 ㊟

住 所

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は、令和 年 月 日に政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第 7 条第 1 項の規定による届出をする必要があるので、同法第 19 条の 8 第 2 項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この様式の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 この通知は、法第 19 条の 8 第 1 項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

政治団体解散届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
長崎県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名 (印)

会計責任者の氏名 (印)

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

資金管理団体指定届

令和 年 月 日
総務大臣 殿
長崎県選挙管理委員会

公職の種類

氏名 (印)

住所

令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名 (印)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 長崎県第〇区選挙区(現職)」、その職の候補者にあつては「衆議院議員 九州選挙区(候補者)」、候補者となろうとする者にあつては「長崎県議会議員 〇〇選挙区(候補者となろうとする者)」の例により記載すること。

資金管理団体届出事項の異動届

令和 年 月 日

総務大臣
長崎県選挙管理委員会 殿

氏名 (印)

住所

資金管理団体の名称

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項		内 容	異動年月日
公職 の 種類	新		
	旧		
資金管理 団体の 名称	新		
	旧		
主たる 事務所の 所在地	新	(〒) (電話)	
	旧		
代表者 の 氏名	新		
	旧		

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名 (印)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

資金管理団体指定取消届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
長 崎 県 選 挙 管 理 委 員 会

氏 名 (印)

住 所

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体としての指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名 (印)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 年 月 日

総 務 大 臣
殿
長 崎 県 選 挙 管 理 委 員 会

氏 名 (印)

住 所

下記の政治団体は、令和 年 月 日に（ ）
により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により
届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名 (印)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 ()には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあっては、()には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名								
住所								
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	令和 年 月 日							

(寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は 主要な構成員である国会 議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推進し又は 支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	_____ 選挙 令和 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	_____ 選挙 令和 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

政治団体設立届や収支報告書、証票交付申請書などの各種様式については、長崎県選挙管理委員会のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/senkyojoho/seijidantai/tetuduki/>

長崎県選管 様式

検索

